# 第二節 教 育

# 一 学校教育

# ()復帰前の教育状況

について、次のように述べている。 鹿児島県教育史(下巻)によると、復帰前の教育状況

元武氏は県教委に手記を寄せている。日本内地と同様であるというものの、実質的にはいろい
日本内地と同様であるというものの、実質的にはいろい
委員会、中央には中央教育委員会がおかれ、形の上では
学制は六・三・三制がしかれ、各市町村には地区教育

復帰協議会で資金がなくなると、組合費の中から立て替復帰協議会で資金がなくなると、組合費の中から立て替のです。
 一類の運輸に一掬の涙をおよせください。』との大いです。
 一類の涙をおよせください。』との数員の運輸に一掬の涙をおよせください。』との表しみ、この教員の運輸に一掬の涙をおよせください。』との表しのです。

から調べられたこともあった。ると、運動資金を持ち帰ったのではないかとアメリカ軍えたりしたこともあった。日本本土に渡航して帰って来

老人たちも言っていたほどである。 『祖国に復帰できたのは、先生がたのおかげだ。』と

教育施設・設備は、名瀬市で二十八・一パーセント、教育施設・設備は、名瀬市で二十八・一パーセントの復旧を示したにすぎ二十町村で五十七・二パーセントの復旧を示したにすぎ二十町村で五十七・二パーセントの復旧を示したにすぎ二十町村で五十七・二パーセントの復旧を示したにすぎいう割合であった。」

## 二 教育制度

になった。本土復帰に伴い、大島は終戦前までのように、カ育は日本土復帰に伴い、大島は終戦前までのように、鹿児島

# 六・三・三・四制

新教育制度は小学校六年・中学校三年の義務教育の上

校体系ができあがった。
に三年の高等学校、それに四年の大学をおいて、六・三・四制という単線型の学校系統をつくっている。これ、「学校教育法」の施行(昭和二十二年四月一日)によっは、「学校教育法」の施行(昭和二十二年四月一日)によった、学校教育法」の施行(昭和二十二年四月一日)によった。さらに、二十三年度に新制高等学校、それに四年の大学をおいて、六・三・に三年の高等学校、それに四年の大学をおいて、六・三・に三年の高等学校、それに四年の大学をおいて、六・三・に三年の高等学校、それに四年の大学をおいて、六・三・

制を実施した。

制を実施した。

学校教育に関するいっさいの事項を総合的に規定した学校教育に関するいっさいの事項を総合的に規定した。

学校教育に関するいっさいの事項を総合的に規定した学校教育に関するいっさいの事項を総合的に規定した。

### ア、小学校

ような目標を掲げている。目的とする。」とうたい、その第十八条において、次の学校は心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを「学校教育法」の第二章の第十七条(目的)に、「小

- 養うこと。 について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係
- 導き、進んで国際協調の精神を養うこと。 二 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に
- 礎的な理解と技能を養うこと。 日常生活に必要な衣・食・住・産業等について、基
- 力を養うこと。
  四 日常生活に必要な国語を正しく理解し、使用する能
- 理する能力を養うこと。
  五 日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し処
- する能力を養うこと。

  一日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理
- い、心身の調和的発達を図ること。
  七 健康・安全で幸福な生活のために必要な習慣を養
- て、基礎的な理解と技能を養うこと。
  八 生活を明るく豊かにする音楽・美術・文芸等につい
- し個人の価値を尊び、自主的精神に満ちた心身ともに和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛この目標が示すとおり、教育基本法の目的である「平

学校では、次のことが強調されている。健康な国民の育成」という基本精神をうけ、新制度の小

- 視する。
   児童の社会生活の経験を基盤にして、人間関係を重
- の精神を養う。
  2 わが国の正しい理解の上に立って、国際理解と協調
- イ 新制中学校3 科学的な生活態度や情緒豊かな生活態度を養う。

法第三十五条)を目的としている。 身の発達に応じて、中等普通教育を施すこと(学校教育新制中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心

ならない。(第三十六条)と規定している。 中学校における教育については、前条の目的を実現す

- 家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。 小学校における教育の目標をなお充分に達成して国
- 択する能力を養うこと。 勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選二 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、
- 三 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を

する。」と定めている。 学校教育法第三十七条は、「中学校の修業年限は三年と 学校教育法第三十七条は、「中学校の修業年限は三年と 九年の普通教育を受けさせる義務を負う。」と規定し、 る。教育基本法第四条に、「国民は、その保護する子女に、

に、義務教育年限が延長されたところに大きな意義があ

この新制中学校は、六・三・三制の中心であると同時

正しく導き、公正な判断力を養うこと。

# 三 教育委員会

教育長は各市町村単位におかれるようになった。法への移行となったので、いままでの連合区におかれた体制で行政は施行され翌四月新学年度からは、祖国の新祖国復帰明けて昭和二十九年三月までは旧法のままの

まった。 育長を任命し、教育行政を地方教育委員会が行うように ることになった。五人の教育委員が公選され、新たに教 月一日には、全市町村に教育委員会が全面的に設置され 鹿児島県においては、昭和二十七年(一九五二)十一

# 教育委員会制度の改正 任命制への移行

県教委は市町村教委に措置要求をすることができるとい 校との関係が緊密になった。また、文部大臣は県教委に なった。教育委員の選任は、地方公共団体の長が議会の 日から実施されることになった。この法律によって、わ 政の組織および運営に関する法律」が公布され、 が反省されるようになってきた。 うようなことが規定され、地方分権にも限界があること の内容に全般的に関与することができるようになり、学 同意を得て任命することになり、 が国の教育行政は終戦後再び大幅に改正されることに 昭和三十一年(一九五六)六月三十日に「地方教育行 教育委員会は学校教育 十月一

# 歴代教育長および教育委員・教育行政機構

## ◇教

5	4	3	2	衩	代
IJ	朝戸国善	肥後 業昭	武田恵喜光	赤地信	氏名
三九・九・一	三五・九・一	11 11 1-1 1-	11.1.0.1	S二七・六・一	就任年月日
四三・八・一六 三・一一	三九・八・三一四・〇	三五・六・一八 二・四	11/11/1 • 11/1	信 S二七・六・一 S三二・九・三〇 四・四	退職年月日
<u> </u>		三四四	一 四	四 · 四	在職年数

	•	•			•	
12	11	10	9	8	7	6
重言 纫推	IJ	"	関正	IJ	"	町田 実実
五九・一二・一	五五・  1  ・1	压1・  1  ・1   1	五1・10・ 六	四七・  11・11	四二・10・1	四三・ 八一七
見	五九・ : ・ : 〇 四・〇	五五・  11・110 四・0	五1・111・110 0・11	五一・一〇・五	四七・ 九・三〇 四・〇	四三・九・三〇〇・
		四•○	0.11	五三・九		O· -

#### ◇教 育 委 員

五九	五八	五七	五六	五五五	五四	五三	五二	五一	四九~五〇	四八	四三~四七	三八~四二	三六~三七	三一~三五	二七年~三〇年
11	森力子	IJ	11	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	大吉 政訓	IJ	新納 定明	IJ	IJ	年 柏 誠之介
IJ	IJ	11	11	IJ	IJ	重村 康雄	IJ	重村 忠義	橋口 初枝	IJ	IJ	IJ	伊井 中直	重村 中間	西田フユ
11	11	11	"	IJ	石原 茂吉	11	IJ	11	11	"	東伊志郎	11	11	福島 清英	中屋 利秀
宗 利武	11	11	11	IJ	11	11	竹玉寛	11	11	"	中村 静造	11	11	柳 元則	豊山 英敏

-		1				-	7		-	-	_		Г		7	
- 和泊中学校・城ケ丘中学校	- 内城小学校・国頭小学校	- 和泊小学校・大城小学校	- 調理係・配送係	- 庶務係・栄養・食品係	- 視聴覚教育活動係	- 館內活動係 · 館外活動係	- 庶務係・資料収集活動係	- 研修活動係・自治活動係	・ 庶務係・学習活動係	· 芸術文化係・社会体育係	青少年教育係・文化財係	・庶務係・成人教育係	· 奨学資金係	学校施設係・学校健康係	庶務係・学校教育係	
○32年12月 創立八○周年記念式典挙行 記念事業を完	創立七○周年記念式典ならびに事業実施	○29 年 鉄筋ブロック校舎 百七十二坪落成す	ア、沿革	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	おきないの。正だすき	「一」「「」」」 いい 一三、日の出の光 庭にみち	the state of the s	カ	おの木立ち	作曲 1 (昭和21 ) 1 ( ) 1 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 ( ) 2 (	武年 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	. д		1 和泊小学校		四 各学校の沿革

教育行政機構 (昭和59年現在)

教育委員会

町立図書館

教

給食センター

有 長 関

教育委員長 重 村 康 雄

職務代理 石 原 茂 吉 教育委員 森

宗

īE.

中央公民館

力子

利 武

社会教育課

総 務 課

幼 稚 園 一 内城幼稚園 內城幼稚園

〇 32 年

学校給食施設完成、給食を開始す

小中学校

○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○	1 41 41 昭	○ ○ ○ ○ ○ ○ 39 39 38 37 年年年年年 3 1 4 12 月月月月月月	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 36 35 35 34 34 34 年 年 年 年 年 年 月 月 月 月 月 月 月 月
四五八名(男子二三三名 女子二二五名) 県学校給食研究協力校(学習指導法改善)に 大島地区研究協力校(学習指導法改善)に 指定 学習農園を設置(一〇アール) 大島地区研究協力校(学習指導法改善)研 完公開	記百周年記念事業として完成、各教室にカラーテ台ずつ配置 公丁百周年記念式典を盛大公レード、記念学芸発表で百周年記念誌の編集発で百周年記念誌の編集発で百周年記念誌の編集発である。	体育中心校研究会 (本校) なる なる	(科センター研究公開 (科センター研究公開 (八一名(男子四六三)	裏校舎三教室、便所、宿直室完成 が) 学校給食優良校として表彰を受く 学校給食優良校として表彰を受く	五年生と六年生の六学級が移転す新校舎二階建て落成全学級が移転を学級が移転を学級が移転を開建設を開建設を開建設を開建設を開建設を開建設を開建設を開建設を開発している。
喜喜 瀬上国上国和知年	和根西海町 (出身地) 56 年4月	〇 52 年 4 数 数	<ul><li>◎昭和五十年度</li><li>○ 52 50 年 2 月</li><li>○ 52 年 2 月</li></ul>	○ ○ 48 46 45 年年年年年日6 2 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	○ 43 年 5 月 本 ○ 44 年 3 月 休 ○ W和四十五年度 学級数 一
教教教教教校助助教教员 輸輸輸輸輸輸輸輸輸	助養教校養事教諭(昭和:11年)	四一県指			年度 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)
先 永 肥 中 伊 福 菅 行 田 今 前 山 井 後 村 集 島 村 田 中 栄 参	助教諭 能勢 高伸 三一・四 三七・三   要教 前田ヨシ子 三一・四 三七・三   要教 前田ヨシ子 三一・四 三一・三 三   京教	四七五名 (男子二三四名 女子二四一名) 川教育委員会指定の学校給食研究協力校と 指導)研究公開			(発言され) ( ) かり (
	推進校・町4 (就任年月) (就任年月) 二元・四 二元・四 三一・四 三一・四	[	正の特別教子対抗駅伝ハ五名 女子級は特殊	(沖縄) (沖縄)	(うち二学級は特殊学級新設の本校に特殊学級新設を加)を対し、
====================================	四 四 三 二 · 三 四 三 二 · 三 二 · 三 二 · 三 二 · 三 二 · 三 二 · 三 二 · 三 二 二 四 三 : · 三 二 二 四 三 : · 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	食研究協力校と	脊活動(学級)学級)	女子三一七名)女子三一七名)	学級) (本校)
1049					

本校創立九〇周年記念式典挙行記念事業 (親子テレビ・ベルタイマーなど完備)

〇 33 年

新敷地(旧青年学校敷地)に鉄筋校舎十一

〇 42 年 11 月

教室落成

喜美留 和泊 手々知名 徳之島町母間 伊仙町喜念 知名町大津勘 手々知名 日置郡松元町

上手々知名 教諭 教諭 教諭 教頭 教諭 教諭 校長

根折 瀬名

教 救 助 赖 赖

安弘

四四四五

四四四八五七

徳之島町

教頭

川畑

徳之島町

皆美

国頭 知名町 鹿児島 知名町 和泊

教諭 教諭 校長 教論 教諭

高石多美子

五. 五.

三三

福元 大屋 沖野

五. 四九・

<u>五</u> 三 五五 五五

 $\bigcirc$ 

現在に至る

律子 芳子 本治 光代

五〇

田原

大 外 山 玉起

> 義一 寿芳

四 四 • 四八四 四 四 • 四三

上手々知名

教諭

新里 武田

芳之

教諭

教諭

本田 本部

慶子

蓋 <u></u> <u></u> 三 • <u></u> 三 • <u>四</u> 四 -四 三八・ 三 三九

 $\equiv$ 

和泊 根折

和泊

永山 東郷 大山

敏子

五四・ 五五

月子

安弘 文

蓋 蓋 五〇

 $\bigcirc$ 兀 兀 兀 兀 四 四 兀

三三 三

**弄** 弄・・・・ 蓋 五九・

元則

兀

三 三 三 三三 三 三 三 三

島田

信彦

兀 三

四五. 四〇

四四六四四

之

四四

和内和泊城泊

校長

土持

弘子

玉城

教諭

玉 福野 山 有川

五四七 四五.

四 四 兀 兀 兀

弄

五四・ <u>五</u> <u>•</u>

養教 教諭 教諭

新久保重子

四 四

坂木 田新浦福 町田 和山折田田 カズエ 智子

国隆 アキ 四〇 三匹 四〇 三六 四 四 四 四 匹

四三 四○ 四 三 三 三 三 三 手々知名 国頭 手々知名

佐々木よし子

四元七・・

<u>兀</u> 匹

裕子

教諭

和子

=

四〇

三三

喜美留

四〇

上手々知名 上手々知名

教諭 田浦 皆村喜津子 伊地知斉二 田浦美枝子

三三三三三三四三三三

1050

知名町 和

教教頭諭

高風喜志文 山口 隆慶

六 五

兀 兀

II II

0

32

年

先 田武 田

古 秀 忠喜秀

1とる黒潮 はてしなく 百合の香かおる みんなみの おおみの はなの 学び舎は よい子と ともこ りて

◎昭和三十四学年度

〇 33 年 12 月

生産教育研究公開 温食給食実施

 $\bigcirc$ 

33

年 7

月

り、三中校舎敷地を併せる

和泊三中と和泊一中統合して和泊中とな

笑顔であける 国頭校

 $\bigcirc$ 

35

年1月

東鉄筋校舎落成(校長室・職員室・普通教

児童数 学級数

四四八名(男子二二八名、

女子二二〇名)

一二学級

国頭小学校

作詞 作曲

瀬戸内町

教頭

後蘭 古里 直里 玉城 西原 和泊 和泊 根折

教諭 教諭 司書補 教諭 教諭

恵子

五 五 四九 四九• 四九 四八八

大崎町

教論

一吉

五七・

三 三

河地 田原

現在に至る 六〇・ 三

喜美留 和泊 喜美留

養教 教諭 教諭 講師 講師 校長 教頭

早瀬

裕子

五五 五五 五五. 五四・ 五四

明石恵美子

伊地知斉二

兀 兀

現在に至る 六〇・

五〇

五〇 五

坊津町 伊仙町

和泊

1051

西

0

一十九学年度

O 39

年 10

月

オリンピックスタンド完成 鉄筋ブロック校舎B型四、

 $\bigcirc$ 

38

年4月

児童数 学級数

(男子二一三名、

女子! 三五名)

A型二新築

 $\bigcirc$ 

39 年 11 月

溢

Ξ

◎昭和三十八学年度

| 二学級 四四八名

〇 37 年 11 月

鉄筋ブロック給食室新築

 $\bigcirc$ 

36 36

年 11

月 月

校門新設

 $\bigcirc$ 

年 1

完全給食実施

室B型二)水道施設完成

 $\bigcirc$ 

29 年

鉄筋二階建て

(ブロック)

児童数 学級数

三六七名(男子一七五名、

女子一九二名) 本校舎新築落成

41

年2月

特別教育活動研究公開 体育中心校研究公開

41

鉄筋ブロック校舎(特別教室)宿直室、

一学級

 $\bigcirc$ 

)昭和四十四学年度		43 年 11 月	
子年度	ロック塀・学級用テレビ・学校図書)	創立七〇周年記念式典、記念事業(南側ブ	側便所落成
○54 年 2 月		○51年6月	
創立八〇国	夜間照明灯	<b>一</b> 〇〇メ	公開

#### 0 学級数 一一学級

〇 45 年	〇 44 年	児童数
第三回大島地区教育研究会で算数科研究公	北側ブロック塀・高倉・岩石標本園設置	三四五名(男子一八四名、女子一六一名)

46 年 本校合唱団NHKコンクールに初参加、

 $\bigcirc$ 

O 47 O 47 年3月 年 体育館落成 NHK合唱コンクール鹿児島大会へ出場、 年生島外修学旅行実施(徳之島)

〇 48 年 「しおほす母の像」建立、三味線学級開設

り幅跳び)

陸上記録会で五年川畑友代県一になる(走

◎昭和五十学年度 児童数 学級数 二三四名 (男子一)三名、女子一一一名) 七学級(うち一学級は特殊学級)

〇50年11月

沖永良部秋季教育研究会当番校として研究

トルコース完成

思

左 八〇周年記念式典、 灯設置 祝賀パレード、

修学旅行隊鹿児島へ (町内小学校合同) い出を語る会、学芸会、演芸会、祝賀会

年 年 年 11 12 11 月 月 月 PTA活動優秀として文部大臣より表彰状 県P連委嘱研究公開

O O 55 54 O 54

を受く

◎昭和五十六年学年度

○56 年 9 月 学級数 児童数 プール用敷地購入(町)畑一五アール 七学級(うち一学級は特殊学級) 一八九名(男子九七名、 女子九二名)

職員名簿(昭和二十九年四月以降)

内城 喜美留 西原 上手々知名 (出身地) 教頭 教 教諭 IJ (職名) 永吉 次夫村山 植元カズエ村山 植元 西村テツ子 (氏名)  $\equiv$  $\stackrel{\equiv}{\stackrel{\sim}{\circ}}\stackrel{\equiv}{\stackrel{\sim}{\circ}}$ <u>二</u> 九 (着任) 四四九四四四 三三三三  $\equiv$ (離任) **= = = = =** 

西原	和泊	皆川	国頭	与論町	天城町	和泊	根折	手々知名	西之表市	IJ	国頭	和泊	大和村	和泊	和泊	上手々知名	西原	畦布	国頭	玉城	瀬名	和泊	国頭	和
講師	"	"	教諭	教頭	教頭	助教諭	"	講帥	校長	IJ	講師	教諭	校長	教諭		"	"	"	"	"	教諭	校長	"	助教諭
村山	前	中原	末川ら	川 村	中水	肥後	片	堀江	狩野	脇田	高石	本部	井原	山口	森枝	逆瀬	西村	宮田	前原	花田	市来	新納	伊口	東
笑 子	利悦	梅乃	シヤ子	俊武	俊重	洋子	艶子	グカ子	狩野 友彦	ハル	清子	元則	清寿	智 子	泰子	雅子	徹也	忠憲	功靖	栄蔵	重利	定明	重	輝夫
四六・	四五・	三七・	四四四	四四	三六・	四 一	四	四	四	四〇・	四〇・	三七・	三七・	三 四 •	三 四 •	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>
$\overline{\bigcirc}$	九	四	五.	四	四	四	九	_	四	<u>-</u>	_	六	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
四六・	四五・	四六・	四 九 •	四八・	四四	四 四 •	四	四	四 四 •	四 -	四〇・	<u></u> 三 •	四	三八・	三八・	四〇・	三七・	三六・	三六・	三六・	三六・	三七・	<u>=</u> <u>-</u>	<u>=</u>
_	${=}$	Ξ	Ξ	三	Ξ	Ξ	$\overline{\bigcirc}$	四	Ξ	五.	三	Ξ	Ξ	四	Ξ	七	三	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ	五.	Ξ	三
国頭	西原	川内市	手々知名	瀬名	根折	和	竿津	国頭	屋子母	喜美留	名瀬市	隈之城	国頭	喜美留	笠利町	知名町	大城	与論町	国頭	和泊	"	"	"	国頭
"	教諭	校災	"	教諭	11	講師	養教	"	11	教諭	教頭	校長	養助	養教	教頭	校長	教諭	教頭	養教	教諭	校長	"	"	"
福島	松岡三	南	町田	市来	平山	前	泉	西村名	明石	先山	作島	小玉	川間	福山	染	平良	橋口	龍園	半	沖野	先田	佐々山	森	脇田
寛忠	<b>一テッ子</b>	栄二	潤子	重利	对 美 子	前 勝裕 五	泰江	グカ子	忠美子	道澄	久雄	敬吉	久 子	ピイ子	光義	清義	豊彦	福秀	文恵	芳 子	吉秀	マ木よし子	ハナ	和仁
五六・	五六・	五五	五四・	五四・	蓋	蓋	蓋	四六・	四九・	四八・	蓋	垂	四八・	五〇・	五	五〇・	四五・	四八・	三九・	<u></u>	四四	三八・	====	三八・
四	四	四	四	四	四	四	四	六	四	四	四	四	五.	四	四	四	四	四	五.	四	四	四	四	四
IJ	現在に至る	五九・三	現在に至る	五九・三	<u>五</u> 二		現在に至る	五四・三	五五・三	五五· 三	五八・三	五五· 三	四八・七	五三· 三	五三	五 - 三	五 · 三	五 · 三	五〇.	五〇:	五〇・三	四九・三	四九・三	四八・ 三

皆川 大城 西原 校長 養助 教頭 皆村 橋口 名越ユミ子 豊彦 英治 五四 五九・ 五八 兀 四 四 IJ 現在に至る

## 大城小学校



T 沿革

◎昭和三十学年度

学級数 一〇学級

児童数 三五九名(男子一九一名、女子一六八名)

> ○ ○ 33 32 年 年 11 3 月 月  $\bigcirc$  30 年 鉄筋ブロック校舎一二五坪落成 校内放送施設整備・東校舎修理

体育施設 他)完成 (ブランコ、 シーソー、 鉄棒その

年12月 創立六○周年記念式典、 学芸会

 $\bigcirc$  33

◎昭和三十五学年度

学級数

| | | | | | | | |

児童数 四〇五名(男子二〇七名、 女子一九八名

O 35 年7月 校舎電灯施設完了

〇35年12月 沖永良部秋季教育研究会(本校)

○37年3月 鉄筋ブロック校舎一八六坪落成 完全給食開始

○37年3月

〇 38 年 12 月 復帰一〇周年記念式典・旗行列

○39 年 2 月 大島教育事務局指定道徳教育研究公開

◎昭和四十学年度

学級数

児童数 三一六名(男子一七一名、 一一学級 女子一五五名)

〇41年4月 鮫島文男県教育長学校訪問

〇42 年 8 月 学校水道工事完了

43 年 7 月 宇都哲大島教育事務局長来校

年 11 月 校章・校旗制定 創立七〇周年記念式典、 祝賀会

◎昭和四十五学年度 〇44年11月

学級数 七学級

児童数 二三四名 (男子一一五名、女子一○九名)

〇45年10月 一〇〇メートル直線コース完成

〇46年4月 特殊学級開設、専科、養護教員配置

 $\bigcirc$  47年12月 県外修学旅行はじめて実施、 沖縄へ二泊三

経費 六〇〇〇円

 $\bigcirc$ 48 年 3 月 体育館落成 四八六平方メ ル 工事費

二二二四万円

48 年8 グランドピアノ (四〇万円)

〇 48 年 11 月 南側石垣工事完了

〇49年5月 給食用混合牛乳飲用開始

◎昭和五十学年度

学級数 七学級(うち一学級は特殊学級)

児童数 一五〇名(男子八五名、女子六五名)

〇50年9月 溜池護岸工事完成

〇51年7月 大島教育事務局総合訪問

51 年 10 校庭夜間照明施設完成

> ○ 53 年5月 本年度から町内全小学校合同修学旅行実 行き先 沖縄県 (三泊四日)

○ 53 創立八〇周年記念式典・教育記念事業

年 12

月

〇 54 年 5 月 県理科教育研究協力校指定

〇 54 年 7 月 校門改築工事完成

O 54 年 9 月 「負けじ魂」碑建立

0 54 年 11 月 沖永良部地区秋季教育研究会で理科教育公

O 54 年 12 月 和泊町第一回総合学習発表会(町民体育館)

〇 55 年 12 月 県指定理科教育研究協力校研究公開

◎昭和五十六学年度

学級数 七学級(うち一学級は特殊学級)

児童数 一一〇名(男子六三名、 女子四七名)

○ 57 年2月 第 1 回PTA校区一周親子駅伝大会

職員名簿 (昭和二十九年四月以降)

知名町 (出身地) 根折 直 教 職名 長 吉田 有川 大山カズ子 (氏名) 邦英 武勝 幸子 <u>二</u> 九 二 九 • <u>二</u> 九 (着任) 四 四 兀 兀  $\equiv$ 三匹 蓋 三三 三 三

玉城 西玉原城 知名町 玉城 根折 皆川 玉 国 頭 根折 鹿児島 和泊 大城 和泊 喜美留 根 皆 川 手々知名 鹿児島市

IJ

教校教校 " " "

諭長諭長

教教校 "

諭頭長

重村 石原 新川 新里 鬼丸 皆橋口 岸 中原 栄 西村 栄 土持 橋口 春 玉野 村田 永吉 池田 橋口 マツエ 和子 梅乃 忠義 精男 茂吉 智子 徹也 良孝 範男 律子 啓造 梅吉 タケ 禎壮 良枝 道澄 松英 本治 四四四 四八七 四六・ 四六・ 四 四 • 四 四〇・ 四〇・ 三八・ 三八 三三 三四 三匹  $\equiv$  $\equiv$  $\equiv$  $\equiv$  $\equiv$  $\equiv$ 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四一 売 売 売 三八・ 三 三 三 元 · 三三六 四六・ 五四九・・・ 四四 四 四 • 四○・

四九・ 五四 四八 四九 三三三三〇 三三

諭 教 諭 長

上手々知名

五

三

隼人町 知名町 手々知名 有明町 手々知名 喜界町

校教校教養校教助教教校

長諭長頭教長頭教頭諭長 末重 中野 福山 牧 大畑 大脇 島田 伊勢 益雄 光代 臣 雅代 達信 健喜 中沢 倫

五七 六〇・ <u>五</u> 五五 五四 五三

現在に至る

島田 逆瀬川逸子

六○・ 三 現在に至る 三

四四四四四四四四四四 五五 <u>五</u> 一 三 三

上手々知名

三三三三三三三三四

手々知名 名

知名町

教教

諭 頭

諭

五四四四

三三 1056

4 内城小学校

〇 32 年 10 O 31

創立六○周年記念式典・祝賀会 後援会解散、PTA結成発足  $\circ$ 

31

鉄筋ブロック校舎落成

숲

年 年

4 4



○ 35 O 34  $\bigcirc$  34

年

12

月 月

向上」公開

沖永良部教育研究会当番校、「基礎学力の

年 12 年 3

水道工事完成

月 月

はじめて昼食に温食を与える

沿革

◎昭和二十九学年度

学級数

八学級

29年5月 児童数 重成格鹿児島県知事和泊町初巡視 二五四名

 $\bigcirc$  $\bigcirc$ 30 年2月 高校主催第二回珠算競技大会において第一

 $\bigcirc$ 

30

年

12

月

校旗制定式並びに体育・珠算競技優勝祝賀

◎昭和三十六学年度 学級数

一一学級

児童数

三五九名

○37年3月

給食舎工事完了

〇 38 年 12 月 復帰一〇周年記念式および旗行列

○39 年2月

鉄筋ブロック校舎落成

秋季教育研究会「基礎学力の向上」三年目

 $\bigcirc$  39

年10月 年 12 月 発表 郡総合社会教育研究会、男子成人学級公開

児童数 学級数 二九一名 九学級 ◎昭和四十一学年度

40

手々知名 国頭 和 畦 瀬名 手々知名 知名町 喜界町 仁志 永嶺 伊仙町 知名町 内城 大分県 根折 和泊 与論町 知名町 根折 〇 45 年  $\bigcirc$ ◎昭和五十学年度 〇47年4月 ◎昭和四十六学年度 0  $\bigcirc$ 上手々知名 手々知名 ○48年6月 〇47年10月 〇46年12月 49 年 8 42 年 49 年 9 月 45 43 41 41 46年4月 学級数 児童数 児童数 学級数 年 年 年 12 10 11 4 月 月 月 月 月 月 教教校教 教 校 校教教 助教論 教 校 教 校 教教 七三名 七学級 体育館落成 沖縄へ修学旅行 (三泊四日) 一五名 教室の照明施設工事完成 屋上校旗掲揚柱設置(神戸越南会寄付) 町学校給食センター開設 校区一周第一回駅伝大会実施 専科教員配置、 ○HP備え付け 特殊学級新設 沖永良部地区秋季教育研究公開 創立七○周年記念式典・祝賀会 郡指定体育研究会公開 一〇〇メートル直線コース設置 七学級(うち一学級は特殊学級) 諭 頭 論 諭頭長頭 論 長 長 先田 根釜 肥後 井 本部 池田 東條 大垣 池田 木場 上原 豊山久美子 伊集院健了 市来寿美子 (うち一学級は特殊学級) 寿吉郎 久子 潤子 吉秀 恵子 正夫 秀延 達雄 勇夫 寛子 初雄 キミ 洋子 光雄 洋子 純子 スエ 正亮 (式典・祝賀学芸会) 町より司書兼養護教諭配置 五五〇〇 五〇 四四九・・・ 四七・ 四七・ 四四四四四六六十二 型 三 • 四四 三九・ 三八・ 三七 三七・ 三六・ 盂 三四  $\equiv$ 四四四四四四四四四四 四 四 四 五四四四四 五五 五〇 四四四四四四 五 五 〇 • 蓋 四七 型 主 四一 四一 四 三七・ 三六・ 四八 三四六・ 蓋・  $\Xi \Xi \Xi$ 手々知名 内城 瀬戸内町 徳之島町 ○ 52 ○ 52 O 50 玉城 和 国泊 頭 垂水市 大城 瀬名 仁志 O 54 ○ 53 鹿児島市 知名町 〇57年3月 〇55年12月 ◎昭和五十五学年度 〇54年7月 (出身地) 52 年2月 年 3 年 5 年 年 年 教員名簿 (昭和二十九年四月以降) 児童数 学級数 2 11 4 月 月 月 月 月 教教講校教教校教教 (職名) 七学級 県学校緑化優秀賞受賞 体力づくり施設アスレチック設置 七四名 校庭西側ブロック塀工事完成 県学校緑化コンクール優秀校に入賞 創立八〇周年記念式典学芸会・祝賀会実施 沖永良部地区秋季教育研究会当番校、 県学校緑化コンクール優秀校に入賞 頭諭長 学習指導法公開 運動場に夜間照明施設設置 長教諭頭帥長頭諭長諭諭 諭 城 照治 葉棚 坂木 玉 大野 野 島児 鎮西 寺原 元田 橋口 皆村 中村 金元とみ子 (うち一学級は特殊学級) (氏名) 智枝 本治 文雄 政夫 豊彦 英夫 昭人 作二 玄 英治 スマ 平 巖  $\equiv$  $\equiv$ 五五七 五五五五五 蓋 四五  $\equiv \frac{1}{2}$  $\equiv$ 二 <u>五</u>. 五. 五. (着任) = = 四四四四四四四四四四 四四四四四四 三三三四八五. 現在に至る 六○・ 三 五五五五五五五五九六六五四八  $\equiv$ <u>=</u> 理科

三三三三〇

三三三三三

七

大島教育事務局学校総合訪問

4

県教育長一行学校視察

#### 5 和泊中学校



ア 沿革

〇 32 年 4 月 1 足。開校式・入学式を挙行。 学校を統合し和泊町立和泊中学校として発 和泊町立第一中学校と和泊町立第三中 PTA結成式

生徒数 学級数 九学級 四八二名 教職員数 一三名

〇32年4月 県の産業教育研究指定校となる

> 〇 33 年 〇 32 年 ○34 年12 月 文部省指定産業教育研究発表会 ○33 年 10 月 校門完成 10 月 製パン工場完成・完全給食開始 モクマオ植樹

◎昭和三十七学年度 ○36 年 5 月 ブラスバンド編成(商工会寄贈)

○37 年 9 月 校庭拡張工事 学級数 生徒数 六四四名(男子三〇五名、 一五学級 教職員数 二三二名 女子三三九名

○37年12月沖永良部秋季教育研究会を開催

○38 年 2 月 第三期建設校舎四教室落成

〇 38 年 12 月 ○39年5月本校初の本土修学旅行(三年) 日本復帰一〇周年記念行事並植樹

○39 年 6 月 大島教育事務局長学校巡視

◎昭和四十学年度

○ 40 年 6 月 体育館(一八○坪)落成式・祝賀会 学級数 生徒数 七〇五名(男子三六六名、 十六学級 教職員数 二三名 女子三三九名)

〇41年3月給食室竣工

 $\bigcirc$ 41 年 4 月 鮫島文男県教育長・中払指導課長一行学校 訪問巡視

41 年 12 月 沖永良部地区秋季教育研究会公開

 $\bigcirc$  42 年 7 月 創立一○周年記念として水族館竣工

 $\bigcirc$  42 年 11 月 創立一○周年記念式典・祝賀会

 $\bigcirc$  43 年2月 新校舎落成 (理科室、音楽家など)

 $\bigcirc$  43 年12月 県·郡指定学校給食研究公開

 $\bigcirc$  43年12月 校門工事完成

○45年2月 新校舎増築(八八坪)竣工

◎昭和四十五学年度

生徒数 学級数 六〇六名(男子二九四名、女子三一二名) 一五学級 教職員数 二六名

〇45年11月 第三回大島地区教育研究会公開

〇46年8月 夜間照明施設設置

〇48年11月 沖永良部地区秋季教育研究会の当番校とし

て研究公開

学級数 一一学級(うち一学級は総合学級) 生徒数 三九六名

◎昭和五十学年度

〇51年2月 立志式

教職員数

三三名

○52年5月アナライザー整備

〇 53 年 6 月 大島教育事務局学校総合訪問

○ 53 年 11 月 地区協力校(生徒指導)研究公開

〇 54 年 7 月 父親と語る会

○55 年 7 月 プール設置

◎昭和五十六学年度

学級数 一〇学級(うち一学級は総合学級)

教職員数二〇名

生徒数 三三八名(男子一八三名、 女子一五五名

イ 職員名簿(昭和三十二年四月以降)

和泊	国頭	和泊	西原	出花	西原	和泊	手々知名	国頭	名瀬市	手々知名	(出身地)
講	IJ	"	IJ	IJ	"	"	"	教	教	校	離
師								諭	頭	長	名
日置	伊口	山口	村山	池下	東	甲 東哲	沖	石原	幸田	町田	(氏名)
ミネ	重一	喜慶	英一	裕子	幸男	東哲	優	茂吉	正弘	実美	<u> </u>
=======================================	=======================================	=======================================	=======================================	=======================================	=======================================	=======================================	=======================================	=======================================	=======================================	=======================================	(着任)
四	四	匹	兀	四	匹	四	四	匹	兀	四	
四〇・	四四	====	誓	霊	三七・	=====	四五・	====	三六・	三六・	(離任)
三	三	八	三	三	三	三	三	$\equiv$	三	三	

32 年 5 月 和泊中学校青少年赤十字団発足

### 6 城ヶ丘中学校

利泊

竜郷町 伊仙町 西原

教校 "

浜 富田山 東

> 秀次 幸男 勝久

型 三 •

四 四

四八七 <u>五</u> 三

==== ===三四

西原

後蘭

朝戸

弘文

弄

現在に至る

天城町

重田 西村

五 五

四一 四 一 四〇 四○ 四〇 三九 主九 三七・

四 四

<u> 五</u> 五 五 〇

仁和志泊

諭長諭

中村源四郎

五五 五四

光則

四四 匹三

三

出花 国頭 畦布 永嶺

鹿児島

馬場

森田 宮田 徳田

四四四五五五四

四 四

五五 五 〇 •

泰江 季勝 忠憲 青稔 東哲

四四七五

五〇 蓋 手々知名

上手々知名

IJ

逆瀬川

慶子

和泊 鹿児島 玉城 笠利町 玉城

山口 下鶴 島田マ

喜慶

四 四 四

手々知名

教頭

山町田田 久 野

五四

三 三

卓ツー子

兀 兀 兀

五 〇 四三 四一 四〇・ 三九 四七 三九 三匹 五四

国頭

岩城

峰男 禎壮

蓋

忠茂

五四

五五五五六五五

四四四四四四四四四

和

四三•

名瀬市

瀬戸内町

教教教校教教校

築 花島 田 三島 前田 先田 大江 出村

一義

栄蔵 義雄

三六・

鹿児島

謙慥

三 六 • 三四

四 四 四

==

和 根 折

長 教

重信

喜美留

手々知名 上手々知名

諭師 諭

伊集院周克

白山

忠志

五. 四九 四八 咒 咒

五五

 $\Xi \Xi \Xi$ 

永井

岸

文恵 啓介

五〇 五

五 三 • 五 三 •

三

天城町

教教校養

諭 頭

村田

蓋

宮上

善良

五五

**三三三三** 

司

谷山 出花

IJ IJ

節子 功 安直

> $\equiv$ 三四

=

手々知名

教講教教校教

小宮山賢照 川村 俊武

四四四四四四四

五四

与 肝 国 論 町 郡

頭長諭

木佐貰東海

先田

四七

藍

四八

手々知名

教諭

 $\equiv \frac{\Xi}{\bullet}$ 

白能 勢

忠志

国頭



T 沿革

◎昭和二十九学年度

学級数 八学級 教職員数 一三名

生徒数 三〇四名(男子一五八名、 女子一四六名)

29年5月 重成格県知事巡視

29 年 7 月 県教育長永野林弘氏巡視

 $\circ$ 

〇 29 年 10 月 31 月 校名変更 城ヶ丘中学校発足 全島陸上選手権大会優勝

> 33 年 3 月 鉄筋ブロック校舎(一〇八坪) 落成

○36年6月  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 35 年 12 月 35 年 6 月 生徒数 学級数 二六五名 六学級 給食室落成 沖永良部秋季教育研究会公開 水道完成 (男子一四一名、 ピアノ開き祝賀会 十月 教職員数 完全給食開始 女子一二四名) 一名

○38 年3月 36 年 12 月 第二期鉄筋校舎落成 校門完成

 $\bigcirc$ 

39 年 12 38 年 7 月 修学旅行(鹿児島)

月 月 裏門の土手をけずり校地拡張 秋季教育研究会公開

40 年 10 月 放送施設完成

 $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 

40

年9

〇41年3月 体育館完成

◎昭和四十一学年度

学級数 生徒数 三六一名 九学級 (男子一七二名、 教職員数 \_\_\_ 六名 女子一八九名

年7月 年12月 新校舎落成式典 祝賀会 創立二〇周年記念式典 学芸会

年 5 東京へ修学旅行  $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

43 43 41

 $\bigcirc$ ◎昭和三十四学年度

三三三

玉 国 国 手 和 竜 上 和 根 和 和 知 竿 大 和 根 古 古 国 和 玉 玉 永 根 根 折 媚 頭 頭 々 知 納 折 泊 泊 町 城 知 名 本 財 財 加 名 本 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財	○ 日本
花田 新里 建重 二七・四 三二・三 三三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	特殊学級発足 修学旅行 鹿児島経由万博見学 修学旅行 鹿児島経由万博見学 パ学級(うち一学級は特殊学級) 一七名 二七〇名(男子一三二名、女子一三八名) 三旗掲揚台設置 一七名 二七〇名(男子一三二名、女子一三八名) 三旗掲揚台設置 一七名 三本式 本育間照明施設完成 県中学校駅伝大会に郡代表出場 県中学校駅伝大会に郡代表出場 県中学校駅伝大会に郡代表出場 県中学校駅金 (うち一学級は特殊学級) 六学級(うち一学級は特殊学級) 六学級(うち一学級は特殊学級)
大古伊出和鹿天加瀬上手根上根加伊手西瀬知知国与瀬口里仙水泊児城治戸手々折世仙々原名名町論名市町市島町木内々知 田町知 町町町知名 知市 町町知名 名	************************************
教諭 市来寿美子 四二・四四六・三教 教諭 市来寿美子 四二・四四元・三教 教諭 市来寿美子 四二・四四七・三 大校長 田畑 栄達 四四・四四七・三 一	マニー・ 四名 では、 大山 安弘 二三・ 四 三八・ 三本 教諭 村山 植元 二三・ 四 三八・ 三教前 村山 植元 二三・ 四 三八・ 三 大山 安弘 二三・ 四 三八・ 三

# 五 鉄筋ブロック校舎

# - 復帰当時の概況

況について、次のように述べている。 祖国復帰十周年記念誌には、復帰当時の教育施設の概

い急造のバラック校舎で授業を行なっていた。例を見ないもので、馬小屋同様の校舎、廊下も床板もなか年間の行政分離の悲境にあり、その荒廃はほかにその「本郡の教育施設は、戦災による焼失に加えて引続き八

苦しい生活に堪えてこの大島の教育を守ってくださった苦しい生活に堪えてこの大島の教育を守ってくださったであるが、想像以上に荒廃し果てた校舎ばかりであり、であるが、想像以上に荒廃し果てた校舎ばかりであり、であるが、想像以上に荒廃し果てた校舎ばかりであり、であるが、想像以上に荒廃し果てた校舎ばかりであり、のほっ立て小屋にかやの壁をめぐらしたうす暗い教室のほっ立て小屋にかやの壁をめぐらしたうす暗い教室のほっ立て小屋にかやの壁をめぐらしたうす暗い教室のほっ立て小屋にかやの壁をめぐらしたうす暗い教室のほっ立て小屋にかるの場であったと聞いたが、よ瀬市をふり出しにまた、復帰前後県教育委員会が、名瀬市をふり出しにまた、復帰前後県教育委員会が、名瀬市をふり出しにまた、復帰前後県教育委員会が、名瀬市をふり出しに

た。」と、その崇高な教育精神に異常な感激を覚えたのであっと、その崇高な教育精神に異常な感激を覚えたのであっ

上次のような諸施策を樹立した。 を帰庁後報告し、県教育委員会としては文部省と連絡のを帰庁後報告し、県教育委員会としては文部省と連絡の私は十余日にわたる視察中に身をもって得た尊い資料

根本の方針としては分離後の大島の教育水準を本土並根本の方針としては分離後の大島の教育水準を本土並にすることであった。復帰したら当然本土の教育法令がた。特に荒廃しきった校舎の建築は祖国復帰の喜びの第た。特に荒廃しきった校舎の建築は祖国復帰の喜びの第た。特に荒廃しきった校舎の建築は祖国復帰の喜びの第ことにし、しかも台風常襲地帯で白アリ害のひどい地域であるから全部を鉄筋校舎にしてもらうよう本省に要望であるから全部を鉄筋校舎にしてもらうよう本省に要望であるから全部を鉄筋校舎にしてもらうよう本省に要望であるから全部を鉄筋校舎にしてもらうよう本省に要望であるから全部を鉄筋校舎にしてもらうよう本省に要望であるから全部を鉄筋校舎にしてもらうよう本省に要望

一般校舎の状況(昭和二十九年一月現在)当時の学校施設の状況は次表のとおりであった。

小学校 一四、八〇七	幼稚園 二三七	大 万	学 交 川 一 呆 可 平 文
九四五	0	健全なもの	
九四五一〇、二九五	三七	要改築のもの	和 月 日 ク
三、五六七	0	要補修のもの	9

六、三四七	八三〇一六、四七〇	一、八三〇	二四、六四七	計
四宝	二、七四三	1110	三、三七八	高等学校
三五五	三、二〇五	六七五	六、三宝五	中学校

るブロック校舎である。(注) ①健全なものの小中学校分は、大部分が琉球政府補助によ

る。 築したバラック校舎、かやぶきの掘っ建て小屋などであ②要改築のものは戦前の老朽危険校舎、戦後に兵舎等を移

③要補修のものは、その大部分が昭和二十六年前後に建築

一般校舎の不足状況(昭和二十九年一月現在)

1)可えよて1991年11月11日の1991年11日でより1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年11日に1991年に1991年11日に1991年に1991年に1991年に1991年に1991年に1991年に1991年に1991年に1991年に1991年に1991年に199			E) ゴミはて
四一、八七三	二四、六四七	六六、五二〇	計
10′ 1110	三、三七八	士芸、五〇八	高等学校
一五、〇九三	六、二三五	三、三元	中学校
一五、九五一	一四、八〇七	三、七五八	小 学 校
六九九	三七	九二六	幼稚園
に対する不足 最低基準必要坪数	保有坪数	必要坪数 最低基準	学校別

学校は課程別に基準が異なるので省略する。
児童一人当たり補正付0・9坪、中学校一・二六坪、高等)出表は文部省基準によるもので最低基準は幼稚園、小学校

# 2 復帰善後処理費

# 3 復興計画の策定

決定をみたことは、学校建築上特筆すべきことであろう。 決定をみたことは、学校建築とし、九割補助という高率の 
一型の書および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブリの害および台風常襲を表し、ためになるといる。

計	公 民 館	食施設	宿舎整備	地購入	備整備	般 校 備舎	事業名	
	1110000	0411	七五〇			四二六三七坪	事業量	
二八〇〇二九三 二三三三八一六	1101000	四三五四一	三九〇〇〇	五0000	二三七三〇九	-   三〇四四三	事業費	
三三三八六	一人0000	三一九〇〇	1111000	11年00011六	1 七11111七11	一八八六六三八千円	国庫補助金	
生徒の通学の関	③ 高等学校の実	地の購入費に	②教育効果の	る。	は本群島の気	整備を促進する	復	

設

整

用

寄空

# 4 改訂十ヵ年計画

兼雨

給

ことを目的として計画の事業内容を補完改訂し、その実行が、三十一年度計画を含めて事業進一捗率はわずかに二が、三十一年度計画を含めて事業進一捗率はわずかに二二十九年度以降復興五ヵ年計画に基づき実施してきた二十九年度以降復興五ヵ年計画に基づき実施してきた

復興計画改訂の方針施期間を延長することになった。

1068

- る。 は本群島の気象条件等にかんがみブロック建築とす 整備を促進することにし、特に校舎の建築に当たって整備を促進することにし、特に校舎の建築に当たって
- 地の購入費について助成する。め、学校の統合を促進するものとし、これに必要な用② 教育効果の向上と市町村財政負担の軽減を図るた
- し、また必要な地に公民館を兼ねた雨天体繰場を設置生徒の通学の関係上必要なものについて寄宿舎を整備③ 高等学校の実業課程の施設の充実を図るとともに、

# 5 復興計画の実績(執行状況)

兼公民館の整備は着手されず、財源を校舎建築に充当すが、生徒急増および単価増などの理由により雨天体操場復旧に文部省が補助金を交付する異例の措置であった害甚大で木造校舎のほとんどが全壊、半壊となりこれの順調に進捗していたが、三十六年九月第二室戸台風の被順調に進捗していたが、三十六年九月第二室戸台風の被順調に進捗していたが、三十六年九月第二室戸台風の被順調に進捗していたが、三十六年九月第二室が舎建築がよび設備整備は

ることになった。

校は六千三百四坪で基準の七十七%が整備された。三%(新基準の六十一%)が整備された。また、高等学保有は四万四千六百四十五坪で暫定最低基準の八十・この結果三十八年度末における小中学校の健全校舎の

# 本町における校舎建築の状況

和泊小学校

昭和二十九年 鉄筋ブロック校舎百七十二坪落成

昭和三十三年 鉄筋校舎十一教室落成

昭和三十四年七月 新築校舎二階建て落成

昭和三十五年一月 本館東五教室落成

昭和三十九年三月 裏校舎ニ教室、便所、宿直室落成田寿三十三年一月 東校舎ニ教室、便所、宿直室落れ

昭和四十四年二月 体育館落成

国頭小学校

昭和二十九年 鉄筋二階建て(ブロック)本校舎落

戉

昭和三十五年一月 東鉄筋校舎落成

昭和三十八年 鉄筋ブロック平屋建て校舎B型四教

室角ごにごご

昭和四十年

鉄筋ブロック平屋建て校舎(特別な

A型二教室落成

室

宿直室 便所落成

昭和四十六年 体育館落成

大城小学校

昭和三十七年三月 鉄筋ブロック校舎百八十六坪落成昭和三十二年三月 鉄筋ブロック校舎百二十五坪落成

昭和四十八年三月(体育館落成、四百八十六平方メー

内城小学校

昭和三十一年四月 鉄筋ブロック校舎落成

昭和三十九年二月 鉄筋ブロック校舎百一坪落成

昭和四十九年九月 体育館落成

和泊中学校

昭和三十一年十月 第一期工事北校舎落成

昭和三十二年三月 第二期工事南校舎落成

昭和三十八年二月 第三期工事四教室落成

昭和四十年六月 体育館(百八十坪)落成

昭和四十三年二月

新校舎落成(理科室 音楽室など) 1069

昭和三十八年三月 昭和三十三年三月 昭和四十五年二月 昭和四十一年十二月 昭和四十一年四月 城ヶ丘中学校 新校舎増築八十八坪落成 体育館落成 校舎建築第二期工事完了 鉄筋校舎百八坪落成 新校舎落成







城ヶ丘中学校



大城小学校

内城小学校

(六) 学校給食

# 奄美群島における学校給食の概況

のように記述されている。 「戦後の奄美の教育」 祖国復帰十周年記念誌には次

完全給食について

全給食実施の足がかりとなり普及を早めた。 年十一月十二日、第一回ユニセフミルク着荷)これが完 要請して、 その状況を一日も早く改善するためにユニセフの協力を て約一年半の低位にあり、健康も憂うべき状態にあった。 復帰当時の本群島の児童生徒の体位は全国平均に対し ミルクの無償給与を受けたが、 (昭和二十九

実施状況は次のとおり (昭和三十八年度現在)

昭和三十四年	昭和三十三年	昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十年	実施年度
小宿小、伊津部小、赤木名中、知名小	奄美小	和泊小、名瀬小、金久中	名瀬中	和泊一中	実 施 学 校 名

昭和三十八年	昭和三十七年	昭和三十六年	昭和三十五年
那間小田検小中、住吉小、与論中、与論小、茶花小、日検小中、住吉小、与論中、与論小、茶花小、早町小、節田小、緑ヶ丘小、竜南中、知根小、早仙中、面縄中、天城小、神之嶺小、俵中、伊仙中、面縄中、天城小、神之嶺小	前小、田皆中屋仁小、小湊小、西仲勝小中、篠川小中、岡屋仁小、小湊小、西仲勝小中、篠川小中、岡	屋小、古仁屋中、知名中小、笠利小、亀徳小、亀津小、亀津中、古仁大城小、内城小、城ヶ丘中、小宿中、小野津	国頭小、朝日小、朝日中、笠利中、湾小

なっている。」 計画を樹立し、 セント、合計六十一・五パーセントである。 教育事務局は、 普及率は、 小学校六十一パーセント、 昭和四十三年度にはほぼ完了する予定に 昭和三十八年度より完全給食推進五か年 中学校六十二パー なお、大島

### 2 本町における学校給食

①学校給食の目的・役割

その生涯の活動の基礎をつくるものとして重視されてい の心身の健全な発達に資する」というねらいのもとに、 学校給食は「食事の正しいあり方を体得させるととも 食事を通して好ましい人間関係を育成し、 児童生徒

影響を及ぼしていることは周知のとおりであるが、

児童

たということは、

郡の学校に比べて比較的早い時期に完全給食が実施され

町当局をはじめ町民のすべてが学校給

全小・中学校で実施された。

学校給食が、児童生徒の健康増進、体力の向上に深い

生徒に栄養のバランスのとれたおいしい食事を提供し、

1 機 構 义

和泊町教育委員会 給食センター所長 運営委員会 監査委員 事務員 栄養士 運転士 調理師 事務長 学校給食担当者会 衛生管理 献立作成 その他 施設・設備管理 給食及び調理指導 物資購入・検収 庶務・会計 調理·運搬 給食指導 嗜好調査 献立作成の検討 その他必要な事項 給食推進の調査研究

#### 給食費 (年額) の推移

和泊町立学校給食センター

4 仰戌5		/プロサイタ	
学年分	小	学 校	中央社会
年度	低学年	高学年	中学校
昭和 47	8,000円	10,000円	12,000円
48	9, 250	11, 500	13, 750
49	11, 000	13, 000	15, 000
50	16, 500	18, 500	21, 000
51	18, 500	20, 500	23, 500

#### 給食センター職員構成

	111	計
	七	調理師
	1 1	運転士
県費負担	1	栄養士
	1	事務員
	1	事務長
教育長兼務	1	所長
備考	人数	職名

#### (年3回開催) 運営委員会

内城 和泊中学校長 和泊小PTA会長 別 和泊中学校長 城 和 国 頭 ケ 丘 中 国頭 大城

教育委員会 和泊小学校長野総務課長 教育委員長 (総務課長) 農協長 議会議長 議会総務委員長 職 名 所長 備考

食の目的、 昭和二十九年度 "三十二年度 役割をよく理解し協力したたまものである。 和泊小・和泊中完全給食 ミルク給食開始

"三十六年度 "三十五年度 四十 -六年度 和泊町立学校給食センター 大城小・内城小・城ヶ丘中完全給食 国頭小完全給食

四十 五十二年四月 -九年一月 -七年四月 月一回 週二回、 米飯給食実施 米飯給食実施

には、

校給食の分野からも改善策が求められてくる。

そのため

四十

給食センター開設

-設置

学

また、本町児童生徒の体格・体力の実態からみて、

ければならない。

教師と児童生徒、

児童生徒どうしが相互に人間的なふれ

学校生活を豊かにするものでな

あいの中で食事をとり、

ばかりでなく、

して重要な役割をもつものである。

着工

昭和四十六年九月一日

日

することは、食事の正しいありかたを実践し体得させる

ひいては食生活の改善につながるものと

このような意味からも、

学校給食を正しく円滑に運営

IJ

積極的に学校給食を推進することが大切である。 地域や学校での保健活動と密接な連携を図りなが

③和泊町立学校給食センタ の概要

○施設・設備の概要

事業費 完成 (財源内訳) 千八百八十六万二千円 昭和四十七年一月三十

ニセフミルクの無償給与によるミルク給食に始まり、

本町の学校給食は、 ②本町学校給食の沿革

祖国復帰翌年の昭和二十九年、

ユ

-年より年次計画で各学校に給食調理場を設け、

ミルクの完全給食を行い、

三十六年度には町内の

建物

パ

三

総事業費 一千六十七万五千円

1072

全

当時の苦しい財政の中、

国庫補助 一般財源 四百八十五万五千円 五百八十二万円

備品

総事業費 八百十八万七千円

国庫補助 四百七十八万三千円

一般財源 三百四十万四千円

④運営機構・給食費(年額)の推移

(※前ページ図表 1 ~ 4 参照)

(七) 教職員組合(鹿児島県教職員組合 奄美地区支部

に記載されている。 八四)十二月二十五日付け南海日日新聞には、次のよう 鹿教組加盟三十周年記念として、昭和五十九年(一九

ぶきを奄美教育会が里栄助氏より買受ける。 一九四六、七年(昭和21、22年) 現在地の土地及び平屋瓦

一九四九年四月 奄美教育会を奄美大島連合教職員組合に改

本復帰運動を全郡に広げるため専従役員の数を増やす。 一九五〇年 米軍政下の教職員生活苦の解消と組織強化、 日

九五一年 木造二階建ての連教組事務局を新築、 一月十四

> 厚生と相互扶助のため購買組合。共助会を設置する。 日結成の奄美大島復帰協議会に参画。組合員、児童生徒の福利

深め、復帰運動を全県民運動へ。 復帰運動と呼応し本土と児童生徒の図画、作文を交換、 日本復帰希望者署名運動実施、運動資金カンパ運動等)を推進、 一九五二年 復帰運動の先頭に立ち (講和条約第三条撤廃) 交流を

の日本復帰を声明。 一九五三年(昭和28)八月八日 米国ダレス国務長官、奄美 十二月二十五日復帰なる。

美大島労働組合評議会(奄労評)を結成。 立、奄美大島書籍株式会社設立。 五月十七日第一回定期大会開催。 四月一日加盟し鹿児島県教職員組合奄美地区支部として発足。 **一九五四年三月** 第七回奄教組臨時総会、鹿教組加盟決定。 教組外十四単産が結集し、奄 厚生部の教科書、図書係が独

第一次教育研究集会を開催した。 教育長、宮之原日教組副委員長)を招き、教師の意識昂揚を図 る。大島教育事務局、地教委連、 一九五五年 文化講演会開催(講師、明大永田教授、長野県 高教組大島支部の四者共催で

主勢力結集協議会結成に参画。 員首切り。松永文相教職員の勤務評定実施を言明。 で楠田豊春氏を当選させる。奄労評推薦の全員当選闘いとる。 一九五七年 **一九五六年** 沖永良部大山基地拡張反対闘争。 教育予算削減。 知事査定により百二十八名の教 名瀬市議選挙 奄美大島民

一九五八年(昭和33)二月 民主勢力結集協議会推薦の大津

ら勤評実施を言明、数回にわたり勤評反対総決起集会やハンス開設。奄美大島学校生活協同組合が正式発足。県教委十二月か 鉄治氏名瀬市長に当選。共助会を移管し、労働金庫大島支店を 卜実施、名瀬市教育委員総辞職。

第一次第一波全国統一行動から第十四次第三波郡民大会開催。 九五九年 六○年日米安保条約改定期をひかえ、安保阻止

地教委交渉、全国統一行動を実施。 統一行動まで実施。文部省の学力テスト実施に反対し、県教委・ **一九六〇年** 安保阻止第十五次第一、二波行動から第十八次

北上し、広島、長崎大会へ。 一行動、県、市、町村教委交渉続く、与論島を出発、島づたい 九六一年 文部省学力テスト実施二年目、反対闘争全国統

教研集会亀津中で開催。 線海上交歓会開催。高校全入問題協議会結成。第八次奄美地区 一九六二年 沖縄早期返還要求総決起大会及び北緯二十七度

会後の二者引上げる。復帰十周年記念集会開催。 支部、高教組、教育事務局、 一九六三年 僻地手当増額、僻地級地引上げ請願運助開始。 地教委連の四者共催の教育研究集

会場を名瀬市外に移して三年目の教研集会、赤木名中で盛会。 一九六四年 奄美にテレビ局開局、学校生協の売上げ増える。

教組定期大会で教え子を再び戦場に送るな!!スロー と反戦平和、ベトナム平和アピールを可決、一〇〇〇万署名運動 一九六五年(昭和40年) 米国のベトナム侵略戦争拡大、日 -ガンのも

○・二一スト決行。ⅠLO条約国内法改悪反対闘争。 一九六六年 公立高校の学級増陳情。人勧完全実施要求一

日直全廃闘争。 一九六七年 県議選大島郡区で元支部長有川薫允氏当選。 沖縄返還要求奄美・沖縄交流団十二名派遣。 宿

縄三大選挙支援と元沖縄教職員組合長屋良朝苗氏の主席選挙勝 **一九六八年** 四・二八沖縄デー、 第二次沖縄交流団派遣。沖

決定。 神社法反対集会反安保奄美地区共闘会議結成、新教育会館建設 一九六九年 定員法・定年制法・大学管理法・教特法・靖国

教育会館落成。 一九七〇年 (昭和45年) 五月 鉄筋コンクリー 宮之原日教組委員長来島・歓迎集会開催。 ト四階建・新

区)当選。 一九七一年 参議院選挙・宮之原貞光前日教組委員長 . (全国

教組推薦の泉祐憲氏当選 一九七二年 公立高校授業料値上げ反対運動。名瀬市議選・

要求運動実施。奄美の自然を守る公害反対郡民会議結成に参加。 一九七三年 名瀬市に対し教育費の父母負担禁止に条例制定

九七四年 枝手久島石油企業進出反対集会開催、 参議院選

市区立候補惜敗。 一九七五年(昭和50年) 校長・教頭任用試験制度反対運動実施。 県議選挙・大津幸夫元支部長名瀬 挙・久保亘元高教組委員長(地方区)当選

開催。名瀬市議選挙・教組推薦泉祐憲氏当選。一九七六年 主任制反対・山中県教育長追放奄美総決起集会

一九七八年 民主教育を守る奄美郡民会議結成。

家李恢成氏の教育講演会開催。 一九七九年 県議選挙・大津幸夫候補一歩で惜敗。芥川賞作

教育評論家村松喬氏の教育講演会開催。合市民集会開催。宮之原貞光参議院建設委員長就任祝賀会開催。の市民集会開催。宮之原貞光参議院建設委員長就任祝賀会開催。

本のでは、 はないないでは、 は持財団・労金大島支店跡を別館として買受ける。 一行動実施。後期中等教育を保障する郡民大会開催。教育会館 一九八一年 公務員二法(定年制・退職手当法)阻止全国統

集会開催。久保亘氏参議院当選。元鹿大教授高根氏による教育一九八三年 日教組中小路書記長を迎えて参議院勝利総決起勧完全実施要求全国統一行動実施。
一九八二年 琉球大学教授太田昌秀氏の教育講演会開催。人

会開催。 二十日、教育評論家、永畑道子氏による三○周年記念教育講演二十日、教育評論家、永畑道子氏による三○周年記念教育講演**一九八四年(昭和59)四月一日** 鹿教組加盟三○周年。十月

講演会開催。

# 社会教育

# 社会教育行政制度

# - 新しい社会教育制度のあゆみ

られた。

られた。

ない国現在の社会教育行政は、終戦を契機として行われた行政制度の改革のなかで確立されたものであって、れた行政制度の改革のなかで確立されたものであって、

政のあり方などが明示された。教育の目的・教育の方針・学校教育・社会教育・教育行の精神にのっとり、教育基本法が制定公布され、ここにすなわち、昭和二十二年三月には、新しい日本国憲法

制定され、ここに地方自治制度が確立した。織および運営に関する事項の大綱を定めた地方自治法がうけて、地方公共団体の区分ならびに地方公共団体の組なお、同年四月には、憲法の地方自治に関する規定を

)り、教育委員会法が制定され、教育の民主化・教育のさらに、二十三年七月には、教育基本法の精神にのっ

が発足した。 自主性・教育の地方分権化を原則とする教育委員会制度

の基礎が確立したのである。教育に関する任務が明確にされて、ここに社会教育行政は社会教育法が制定され、国および地方公共団体の社会続いて、二十四年には、五月に文部省設置法、六月に

た。

「一大田田四月には、社会教育法の精神に基づた。また、二十六年二月には、博物館法が制定された。また、二十六年三月には、社会教育法の一部改正がた。また、二十六年三月には、社会教育法の一部改正がた。また、二十六年二月には、社会教育法の一部改正がとの後、二十五年四月には、社会教育法の精神に基づた。

よび運営に関する規定が整備された。れて、勤労青年教育の一形態としての青年学級の開設お次いで、二十八年八月には、青年学級振興法が制定さ

る法律が制定公布された。この改正は、教育の政治的中が行われ、新しい地方教育行政の組織および運営に関すさらに、三十一年六月には、教育委員会法の全面改正

立性と教育の安定の確保・教育行政と一般行政の調和、立性と教育の安定の確保・教育行政と一般行政の運営にも相当の影響を与えることになった。会教育行政の運営にも相当の影響を与えることになった。の充実・公民館の整備・社会教育関係団体の健全育成・商少年教育の推進等を図るため、社会教育法等の一部改正が行われた。

によって運営されることになっている。みたわけで、社会教育行政は、以上にあげた一連の法律このようにして、社会教育の行政制度は、一応整備を

# 市町村教育委員会の社会教育事務

関する施設を設置し、管理すること。
①公民館・図書館・博物館・青年の家その他社会教育に

②青年学級を開設し運営すること。

停止を命ずること。③公民館・青年学級に対し、禁止事業または禁止行為の

廃止の届出を行うこと。館の設置および廃止等の報告、青年学級の開設および④都道府県の教育委員会に対し、公民館・図書館・博物

⑤社会教育委員の委嘱に関すること。

⑥所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設 およびその奨励に関すること。

⑦講座の開設および討論会・講習会・展示会その他の 会の開催ならびにこれらの奨励に関すること。 集

⑧職業教育および産業に関する科学技術指導のための 会の開催およびその奨励に関すること。 集

⑨生活の科学化の指導のための集会の開催およびその奨 励に関すること。

する。

⑩音楽・演劇・美術その他芸術の発展および体育レクリ エーションの普及に関する事業を企画実施すること。

□社会教育関係団体の求めに応じて専門的技術的指導助 財政援助を行うことができること。

◎視聴覚教育・体育・レクリェーションに必要な設備

◎一般公衆に社会教育資料を刊行配布すること。 器材および資材の提供を行うこと。

□社会教育のために必要な広報宣伝を行うこと。 料の提供、 当該地方公共団体の長及び関係行政に対し、 以上のほか、 その他の協力を求めること等の事務。 情報の交換および調査研究を行うこと。 必要な資

### 3 和泊町の社会教育行政

### 1

ア

昭和四十七年度

育を推進する。 感意識をかん養することをめざして、 からの能力の啓発につとめ人間として豊かに生き、社会連帯 急激な社会構造の変化に対処して、 町民ひとりひとりが、 生涯教育としての社会教

4

このために、社会教育指導者の充実と社会教育施設の整備を 関係機関団体との連携を密にして社会教育の振興を期

体制の強化をはかる。 興をはかり、また、開発の進みつつある今日、 なお、 町民の豊かな情操を育てるために、 芸術文化活動の振 文化財保護管理

努力点ならびに計画

2

1 社会教育指導体制の整備強化 4民間における有志指導者の育成、拡指導者の育成、拡 5社会教育審議会答 2社会教育関係団体 の充実と資質の向い社会教育関係職員 努 力 点 イ社会教育委員の研 会への参加 会への参加 事 業 名 を整備し、社会教育を整備し、社会教育を拡充しその資質の向上をはかる 社会教育の指導体制化に対処するために急激な社会構造の変 趣 旨

をはかる	3 成人教育の拡充をはた	かる	2 社会教育施設の	整備活用をはかる	
2少年教育の方法の 少年団体の育成 少年教育の拡充と	2婦人教育の充実 3 高齢者教育の充実 4 P T A・婦人団体 等の活動の充実	児期の家庭教育の1家庭教育特に乳幼	備の充実総合的推進	3社会教育施設、設 2青少年 研修センター、霧島青年の 家の利用 家の利用	申の趣旨の浸透
イ子ども会、親子会 の結成 ア子ども会、育成会	イ幼児の母親学級の充 京庭教育学級の充 す成人学級の開設 工婦人学級の開設 工婦人学級の開設 工婦人学級の開設 大の育成 カ高齢者学級の開設	実施ア乳幼児相談事業の	地する 中本町総合社会教育 推進協議会の活動 促進  活動促進  活動促進  活動促進	における研修を促 体制の推進をはか る 少年研修センター 少年研修センター	
教育の機会の拡充をはかるために青少年教育の振興を	れの学級にふさわしい学習意欲をもりあい学習意欲をもりあげるよう学習内容を精選し、学級経営の方法等を改善して魅力ある学習活動を推力ある学習活動を推進し、諸学級の充実	受け止めて、それぞ地域課題を主体的に	代化をはかる代化をはかる	的にとりくむ住民の に悪経済、教育、文 に郷土づくりに主体 が地域に生じている が出るで、 を業経済、教育、文 に変いといる で、 を で、 を で、 を で、 を で、 を で、 を で、 を で、	
理の強化	6 芸術文化活動の促進	5 視聴	恵覚教育の振興	4 青少年教育の充実	夷
の普及と文化財の 2文化財の保護思想 管理体制の確立	1芸術文化団体並び にグループの育成 2コンクール、発表 会等の開催ならび に諸講演の実施 3ユネスコ活動の促進 進	4視聴覚教育団体の	1視聴覚教育指導者の資質の向上の資質の向上 2放送利用学習の促進 3社会教育施設における視聴覚教具の促	3青少年のための文 化的環境醸成 4青年団体指導者の 育成	改善と内容の刷新
ウ文化財の記録保存イ文化財の現況調査保進	ア文化活動の調査 イ郷土民芸発表会の 促進 ウ諸コンクールの開 催 エ芸術文化活動促進 協議会の結成		ア指導者研究会への 参加 中視聴覚利用による ウ視聴覚利用による 中視聴覚利用による	ウ子ども会指導者研 修会 オ地区青年大会 カスポーツ少年団の 育成	の研修会
の活用を促進する理を強化し、文化財理を強化し、文化財のとめ、保護管	芸術文化の振興をは さいない。その活動を促 ではいる文化活動組 における文化活動組 における文化活動組 で立と各種文化		社会教育諸学級の学 習活動を高度化し多 ででその活動をは は聴覚教育の促進と がる なってその活動をは よってその活動をは	推進する	はかり、その刷新と

社会体育の振興	8 新生活運動の推進	7 文化	財保護管
1社会体育指導員の の推進 2スポーツ少年団、 青年団の育成、強 化	1総合社会教育研究会の充実をはかるため推進体制を確立する 2明るい職場づくり 運動の推進 り運動の推進 4社会生活のルールを守る運動の推進 を守る運動の推進 を守る運動の推進 を守る運動の推進 で、電郷土奉仕活動の拡充 充って環境美化の日」	知 5銃砲刀剣登録の周 連携	3文化財の調査記録 と保存 と保存
野の推進 動の推進 動の推進	推進 ・リ運動の交流会 ・り運動の交流会 ・り運動の交流会 ・ウ合同年の祝の推進 エ望ましい郷土行事 についての共同研 修会 オ「環境美化の日」 の実施	修会の実施を会の実施が会の実施を会の実施を表していません。	子文化財保護思想の ロールの実施 ロールの実施 工指定文化財パト
体育指導員の指導力 の向上と資質の向上 動とあわせて本町民 動とあわせて本町民 の健康増進と体力の	新生活運動の推進を お生活運動の推進を はかるため地域における活動家を発掘 践活動を推進する。		
委	教	3	9
員	育	教	.,, 3

員 委 委 委 中央公民館 (公民館長)-員 文化財審議委員会 公民館運営審議会 員 長 社会教育委員会

委

員 員

文化財審議会委員

村山マツ子

内城

0

和泊町中央公民館 館長

公民館主事

永吉 毅(兼)

町田実美(兼)

指導員

日置ミネ

道明

和泊町教委 教育長

永吉 毅 町田実美

下	来	井		信	峯	10
窪義	俊一	中恒	かね	饒栽	哲磨	名
IJ	"	"	"	"	農業	職業
後蘭	瀬名	玉城	IJ	手々知名	和泊町国頭	住所
"	"	"	"	"	三年	任意
						備考

6 社会教育施設・設備の現況

### (1) 和泊中央公民館

名称	丁 在	盟 別	株 構造	建物面積	敷地面積	建築年月	経過年	条例制定	対象
公民館	五九一和泊町和泊	本 独館 立	二鉄筋建	•O1  11  <b>"</b> t	一九八㎡	四十七九	六年	四	<u>.</u>

その他専任一 職員館長は教育長兼任 公民館主事 社会教育主事兼任 公民館指導員一

### 設備状況

三・家事用具四式・掲示設備五 写機二、スライド映写機二・その他の映写機一・テープ 長机五〇・いす四四四・黒板八・写真機一・一六ミリ映 の他一・図書二五八〇冊・体育レク用具二五組・ミシン 五・ワイヤレスマイク二・アンプ五・ピアノ一・楽器そ 録音機二・電蓄一・カラーテレビ一・拡声機四・マイク

#### 4 職員機構

(5) ア 社会教育委員及び公民館運営審議会委員

伊井	本部	前田	平	伊地知	脇田連	橋口	半	大吉	福峯	実島	馬場	重信	熏	先田	玉起	氏
重保	忠孝	薫	新利	伊地知季良	脇田清太郎	初枝	窪義	政訓	哲磨	明良	清美	初雄	忠義	吉秀	寿芳	名
農業	公務員	商業	農協長	"	"	"	"	"	農業	城丘 "	和泊中学校長	内城』	大城 "	国頭 "	和泊小学校長	職名
』 玉城	II	"和泊	11	〃 喜美留	″ 国頭	″ 大城	ル後蘭	" 和	″ 国頭	" 内城	〃 手々知名	" 内城	" 古里	』 国頭	和泊町和泊	住所
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	法一五条	構
			_			Ξ	Ξ	_	Ξ	_	_	-	-	_	<u>の</u>	成
"	"	"	11	"	11	"	"	11	"	"	"	"	"	"	一年	任期
						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	社教委
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	公民館

教育委員会機関

長

事

務

局

社会教育課—

社会教育係

公民館主事

総

務 課

庶

務

課

学校教育係

進 3町民体育大会の推

駅伝大会への参加 オ郡民体育大会及び

# (2)公民館類似施設(へき地福祉会館・部落公民館)

	徳男	中村		五	四一一	五〇	111	"	瀬名	名 "	瀬名
	義一	野村	一九〇	1111	三四・三		一八	鉄筋	永嶺	領 =	永嶺
	勇	武	九八	14	三〇・四	1110	111	11	仁志	志 =	仁
	島里	平村	1 111	11(11)	四•二	五〇	一八	木造	谷山	山 "	谷
	貞造	朝尸	11114	九	兲·	七〇	一八	鉄筋	後蘭	蘭』	後
	実	中田	三九	四门	五 三	1110	一八	木造	内城	城 "	内
	森常	碩	11011	九	兲 二	三五	一八	11	古里	里》	古
	安隆	中原	一兲	八	三九・	1<0	11七	"	皆川	ЛЦ "	皆
3)	利光	谷山	三玉	- 11	盟・1○	1110	1110	鉄筋	大城	城"	大
	利文	大里	七回 1	一九	六・	1110	三天	木造	玉城	城 "	玉
	忠綱	半	三尺	五	四11・10	11100	11[11]	"	根折	折 〃	根
	義忠	名越	三宗	五	四1・10	四五	二	"	西原	西原字公民館	酉
	脇田清太郎	脇田	11 KOO	0	四七・三	11100	六〇	11	国頭	国頭福祉館	国
	重勝	森	四川	111	三五二	1八0	三	鉄筋	畦布	布』	畦
<u></u>	吉完	伊東	111	四	四四・一二	1110	110	木造	伊延	延 "	伊
レ	木之下健雄	木之	三五〇	1	哭・1○	1110	二元	鉄筋	出花	花 "	出
71	伊地知季利	伊地	五回	一九	六・	1110	二	11	喜美留	喜美留 =	喜
	郎	自主	11111111111111111111111111111111111111	111	一七・四	七〇	一八	木造	上手々知名	上手々知名〃	높
	忠茂	村山	七四五	11]	四四・三	100	11[1]	11	手々知名	手々知名』	手
ŁП	米道	大山	四四八	旦		<0	三回	鉄筋	和	"	和
敕	寿綱	栄	一、六六九人	十七年	三年月	九〇坪	四三坪	木造	和泊	和洎字公民館	和
$\triangle$	館長名	館	対象人口	経過年数	建造年月	敷地	面積	構造	所在地	設名	施

# 昭和五十七年度

## 1

急激な社会変化の中で今求められているものは柔軟な対応力

整備に努めなければならない。すなわち、社会教育は人間を大 会教育は住民の学習要求を引き出し自主的学習に応えうる条件 と自治能力をもつ住民であります。したがって、これからの社 と連帯感を高めて豊かな町づくりに努力する。 ひとりひとりを大切にする社会教育を目標に、町民の自治意識 切にしてくらしを守り、 ふるさとをより住みよくする住民の自 王的・組織的な相互教育活動であるということを認識し、町民

### 基本目標

- 社会教育体制の充実強化
- 自治公民館活動の積極的な推進
- 社会教育団体の育成強化
- 自主的学習グループの育成と指導者の養成

### 重点施策

- 指導体制の確立
- 0 活動の効率化 他の行政機関並びに社会機関及び団体との連携と研修
- 職員および社会教育指導者の研修充実
- 有志指導者養成事業の推進
- 有志指導者の活用促進
- 議会委員・体育指導員・図書館協議会委員の活用促進 社会教育委員・公民館運営審議会委員・文化財保護審
- 図書館の設備充実とその活用促進 社会体育施設設備の整備と活用促進

- 献本運動の広報拡充
- 各字公民館の巡回文庫の設置
- 各字読書指導員の委嘱
- 中央公民館設備の充実と各字公民館との連携運営
- 町民体育館・柔剣道場・弓道場の活用と連携事業の促進
- 和泊町研修センターの活用促進
- 社会教育事業と活動の充実
- 各字公民館を中心とした学習活動の充実促進

学習活動の方法改善

- 読書活動の促進と読書グループの育成 生涯各期にわたる学習活動の拡充
- スポーツ活動の促進
- 000000 青年学級の開設
- O O O O O #1 社会教育関係団体の育成
  - 団体の単位組織の強化
  - 社会教育関係団体の連携活動の促進
  - 高校生も参加した。青少年活動の推進
  - PTA活動の促進
- 文化協会の育成強化
- オ 芸術文化事業の促進
- 文化協会を中心とした文化活助の促進
- 芸術文化に接する機会の拡充
- グループ活動の育成

- 文化祭の開催と内容の充実
- 郷土芸術文化の発掘と伝承の促進
- 文化財保護強化
- 00000 文化財保護体制の確立
  - 指定文化財の保護および整備
  - 文化財保護団体の育成
  - 文化財保護思想の普及
- スポーツの日常化・生活化 文化財調査の促進
- ファミリースポ -ツの奨励
- 00000 未普及スポーツの普及奨励
  - 運動広場・施設の開設
  - スポーツ教室の開設
- 運動広場及び施設の開放
- 県民運動・新生活運動の推進
- 00000
  - 新生活運動推進協議会の体系強化
  - 広報活動の充実 運動方法の改善研究
- 省資源・省エネルギー運動の推進
  なるさと美化運動・家庭の日の定着化
- 4 社会教育行政機構(※次ページ図表)

(E)	① 了 个 具 你 部 名 報 之 才 至 見			
氏名	一所属・役職名	住所	電話	備考
永吉	毅 学識経験者	和泊町和泊	自宅二~一五二七  委嘱期間	五六・四・一~五八・三・三一委嘱期間
伊集院健了	了 和泊校区代表	〃 手々知名	手々知名 自宅二~一〇八五	同
中田	実 内城校区代表	" 内城	<b>皀宅一○五八五</b>	同
碩 杰	森常 大城校内代表	≥ 古里	皇宅   ~   八六○	回
日置 ′	ミネ 学職経験者	〃 和泊	自宅   ~   四九三	回
名島ア	アイ国頭校区代表	』 国頭	皇宅二~一七○二	同

⑤社会教育委員兼公民館運営審議会委員

ள	士	囯	舌	*	森	¬ì√	比	宗	奥	Ш	曲	ф	南	自.	#	+	Г
前田ト	量ハ	国村	<b>重</b> 信	本部	林	永吉	튔	亦	火	川添	鬼塚	T-村滬	刊	島児	末重	大山	١,
-ヨ子	吉留ハツヨ	義厚	初雄	忠孝	カ子	治	充	昇	村蔵	貞雄	茂	中村源四郎	栄	平	益雄	安弘	-
同	同	同	学識経験者	壮年会代表	婦人会代表	青年団代表	体育協会代表	農業団体代表	区長代表	PTA代表	城ヶ丘中学校長	和泊中学校長	国頭小学校長	内城小学校長	大城小学校長	和泊小学校長	) ; ]
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	和泊	
和泊	和泊	国頭	和泊	和泊	畦布	和泊	튔	内城	手々知名	和泊	内城	手々知名	国頭	内城	玉城	和泊町和泊	
皇三一	自宅!	皇一	自宅!	皇三 ~	自宅!	自宅!	自宅!	自農協	自宅!	自宅!	自学 宅校	自学 宅校	自学 宅校	自学 宅校	自学 宅校	自学 宅校	Ī
-001	自宅二~三一八四	14000-1	皇三~〇三六二	了—————————————————————————————————————	皇三一五五一		~  三七五	<u> </u>	了 〇八 〇九	三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	 	~00EC	了 三 天 子 三 天 子	~——四三 ~——四三	了二六八六 了一〇〇七五	1~000回 1~1   四C	
"	"	n,	30条3号による委嘱	"	"	"	"	"	"	一30条2号による委嘱	"	"	"	<u> </u>	"	]30条1号による委嘱]社会教育法	3

# アの重点目標の紹介を表現である。

豊かな人間性を培い、 ひとりにゆきわたる社会体育の振興を図る。 目標に、関係機関や団体と十分連携をとりながら、 ツ・レクリェーション活動の実践に努め心身ともにたくましい  $\bigcirc$ 日常スポーツ活動の促進 民ひとりひとりが生涯体育の理念を理解し、進んでスポー みんなが参加するスポ 健康で明るく秩序ある生活を営むことを ッ V ク IJ エ シ 彐 ン活動の 町民ひとり

- ) スポーツ少年団の活動促進興充実
- スポークを 壮年体力テストの実施
- 組織の確立
- 組織の機能化体育指導委員の効果的活用

00

- 町内研修会の実施
- 体育協会の指導育成
- クラブの組織化
- スポーツ教室終了生によるクラブ組織
- クラブ対抗試合の開催 未普及種目のクラブ組織
- 社会体育指導者の養成・確保

4

#### 町 公民 体 庶文芸青成総 义 図 中 育 術少 書 民 央 館 指 年 館 運営審議会 文学教務 公 導委員会 体 務 書 協 民 化育育 育 議 館 係係係係係係 | | | | | | | 館 会 総 町民学習係 社会体育係 館外活動係 館内奉仕係 館外奉仕係 務 係 社会教育関係団体 社会教育課事業 公民館事業 図書館事業 • 和泊町連合青年団 社会教育諸学級の開設 ・学級・講座の開設 図書館資料の収集整理 · 和泊町連合婦人会 社会教育施設設備の整備 家庭教育学級 ・図書館及び資料の個人、団体 社会教育関係団体の育成 ·和泊町PTA連絡 婦人学級 貸出 協議会 乳幼児学級 読書案内 高齢者教室 • 和泊町体育協会 成人教育の促進 ・レファレンス · 和泊町青少年団育 • 青少年教育促進 町民教室の開設 · 読書会、研究会、講演会、 鑑賞会、映写会、資料展 成協議会 茶道教室 ·和泊町文化協会 家庭教育の充実 生花教室 示会の主催・奨励 民 謡 教 室 集会室の提供 · 和泊町農村青少年 芸術文化の振興 クラブ 着 付 教 室 館報・読書資料の発行・頒布 ・和泊町老人クラブ 社会体育の振興 音楽教室 ・時事に関する情報及び参考 連合会 手 芸 教 室 資料の紹介、ならびに提 習字教室 • 和泊町商工会 ・文化財の保護

料理教室

美術教室

教育講演会の開催

展示会講習会の開

・新生活運動の推進・県民運動の推進

広報活動の促進

淮

施設設備の利用促

他の図書館、学校、公民館、

研究所との連絡及び協力

図書館資料の相互貸借

学校図書館への資料提供

らびに団体活動の促進

移動図書館の運営配本所の設置ならびに運営

貸出

読書団体との連絡、協力な

・地方行政資料の収集ならびこ

・視聴覚資料の収集ならびに

人材活用事業の推進

社会教育指導者の養成

自治活動の推進

視聴覚教育の推進

社会教育行政機構

教育長

社会教育課

青少年問題協議会

文化財保護審議会

· 和泊町栄養改善推

• 和泊町新牛活運動

准協議会

推准協議会

· 和泊町区長会

· 和泊町壮年会

教育委員会

社会教育委員会

1085

- 10000 有志指導者養成講習会の開催
  - 各種講習会への派遣
  - 両町共催の研修会の開催
  - 有資格者の効果的活用

# 体育関係行事予定

		六					五						四	月
八	五.	五.	一八	一八	五.	九	三	二八		<u></u>		八	_	日
体育協会総会	町内社会人バレーボール大会(六日まで)	和泊町連合婦人会ミニ運動会	水泳指導講習会(三十日まで)	両町青年バレーボール大会(二九日まで)	青年バレーボール大会(十六日まで)	青年女子バレーボール大会	第一回高千穂神社奉納さつき相撲大会	社会人ソフトボール大会(三十日まで)	第一回体育指導委員会	スポーツ少年団代表者会	島)	第6回MBC家庭婦人バレーボール大会(徳之	野球春季リーグ戦(二五日まで)	<b></b>

第二回体育指導委員会	三七		
社会人ソフトボール大会(四日まで)	<u> </u>		(六日まで)
一野球秋季リーグ戦(二五日まで)	一	九	
青少年団ソフトボール大会	二九		
八 壮年団ソフトボール大会(二九日まで)	二八		一九日まで)
第九回少年スポーツ大会(鹿児島市二五日まで)	三四		1まで)
日まで)			
第三六回県体第二三回大島地区大会(名瀬二二	$\equiv$		相撲大会
二 高校生クラブバレーボール大会	三三		- 日まで)
一世之主神社奉納相撲大会	<u>八</u>	八	
第九回県少年スポーツ大会大島地区大会	三四		
大島地区大会ゲートボール予選会	一八		
○ 第二回南三島野球大会(十一日まで)	<u> </u>		ボール大会(徳之
二 町スポーツ少年団水泳大会	三		<u></u>
一 両町卓球大会(三日まで)		七	事
町スポーツ少年団陸上競技大会	二七		
七 壮年団ソフトボール大会(二九日まで)	三七		
五 町内卓球大会(二六日まで)	三五		
九 青年ソフトボール大会(二十日まで)	一九		
二 両町社会人バレーボール大会			

□ 中学校体育大会 □ 中学校体育大会 □ 中学校体育大会 □ 中学校体育大会 □ 小学校大運動会 □ 第一回青年団レクリェーション大会 □ 第十六回町民体育大会 □ 第十六回町民体育大会 □ 第十六回町民体育大会 □ 市内秋季バレーボール大会(七日まで) □ ママさんバレーボール大会(十四日まで) □ ママさんバレーボール大会(五日まで) □ ママさんバレーボール大会(五日まで) □ ママさんバレーボール大会(五日まで) □ ママさんバレーボール大会(五日まで) □ 京十二回町内一周駅伝競走大会 □ 第十二回町内一周駅伝競走大会 □ 第十二回町内一周駅伝競走大会 □ 第十二回町内一周駅伝競走大会 □ 第十二回町内一周駅伝競走大会	_			<u>+</u>							+						+
	三六二	九	八日	丘 四	<u>一</u> 五	四四		七	六	五	Ξ.	1回	三四	<u></u>	<u> </u>	Ξ.	=
		島内一周駅伝競走大会	第三回体育指導委員会	大島也区沢云境長大会(五日まで)	秋季野球トーナメント(二六日まで)	両町壮年バレーボール大会	町内秋季バレーボール大会(十四日まで)	高齢者ゲートボール大会	地区スポーツ活動指導者講習会(七日まで)	壮年バレーボール大会(七日まで)	第十六回町民体育大会	第一回青年団レクリェーション大会	陸上選手権大会	小学校陸上記録会	小学校大運動会	中学校体育大会	町民歩こう会

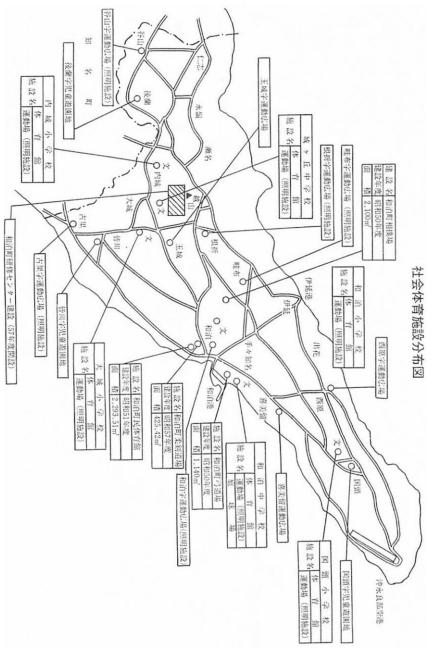
	=	三〇 青年バスケットボール大会
<u> </u>	六	町内六人制バレーボール大会
	<u></u>	青年団卓球大会(十二日まで)
	一 三	剣道昇段審査
	<u>-</u>	町内バドミントン大会
三	七	第四回体育指導委員会
	<u>一</u> 三	第二回フリージアジョギング大会
	=	二二 スポーツ少年団代表者会

# ウ 社会体育施設分布図(※次ページ参照)

#### $(\underline{-})$ 公民館

# 公民館活動のおこり

の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実及び市町村は、図書館・博物館・公民館等の設置、学校及び市町村は、図書館・博物館・公民館等の設置、学校の管掌事務とされていたが、実際に公民館が法的に規定の管掌事務とされていたが、実際に公民館が法的に規定の経算事務とされていたが、実際に公民館が法的に規定の経済事務とされていたが、実際に公民館が法的に規定の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実の施設の制造を表す。 施に努めなければならない。」とされている。



等学校長重村中久氏が任命されたのである。等学校長重村中久氏が任命されたのである。

成人教育主事会議が十月に名瀬市役所において開催され、主な議題として、①成人教育の実際(内容)等成人教育の経費(予算)、③成人教育の実際(内容)等のを終えた。

行うよう規定された。

- 1 成人の特別講座および一般講座の開設。
- 集会の開催。
- 崔。 運動会・競技会、その他体育指導のための集会の開
- 開催。

  4 音楽・演劇・美術、その他芸術発展のための集会の
- 5 視覚・聴覚教育の実施。
- 6 各種団体機関等の連絡。
- 7 その施設を住民の集会、その他の公共的利用に供す
- 8 その他必要なこと。

禁止行為としては次の三点がある。

- 営利事業及び営利事業の援助。
- 2 特定政党及び特定候補者の支持。
- 3 特定宗教及び特定の教義・宗派・教団の支持。

推進してきた。各市町村においては祖国の社会教育に遅中の奄美では、前記の奄美群島条例に基づく社会教育を中土では、昭和二十七年社会教育法が制定され、分離

れまいと努力してきたのである。

# 和泊町中央公民館の推移

は大変なものだったと思われる。 ども十分整備されていなかったので、当時の職員の苦労 文庫跡地から和泊小学校修養館(現紬織工養成所敷地) へ移り、次に現在の中央公民館が建設された。 昭和三十年代当初のころは、社会教育の制度や方法な 和泊町中央公民館は、手々知名の南洲神社境内の南洲

# 新和泊町中央公民館(四十一年)の建設

三十九年十一月であった。 て本町中央公民館の建築計画が決定したのは、 奄美群島振興事業第二年目、昭和四十年度の事業とし 和泊町中央公民館落成式における工事の慨要報告。 去る昭和

のためにと寄贈したものである。 ゆかりの屋敷であり、担勁翁の孫、 そもそもこの敷地は和泊町の旧家、 沖永良部最初の兄弟博士操坦水・坦道両先生誕生の 操敬氏が町文化向上 操坦勁翁の生誕地

おいてなされ、 ることになり、 建築工事の概要については、設計は県土木課建築係に 施工は優秀な技術を誇る新生組が担当す 昭和四十年九月三十日に起工式を挙行し

> 堅牢豪華な近代建築が五月中旬に完工を見るに至った。 以来七ヵ月余りその誠意ある良心的な施工により、

切も鉄サッシの予定であったが、町費百五十万円を追加 料室・婦人集会室等となっており、最初の設計に建具一 二階建で一階に図書室・館長室・事務室・宿直室・調理 実習室、二階に学習室兼結婚式場・教委事務室・郷土資 い建物となった。 して総アルミサッシに切り替えたために、永久にさびな 本館は、 総建坪五百六十二平方メートル (百七十坪)

百坪を超える社会教育の殿堂が完成したのである。 て大ホールとした。これによって本館ホール合わせて三 百四十坪を四百四十万円で購入、町費により一部改造し これに、昭和三十九年十二月に業者から文化センター

(昭和四十一年七月九日朝戸教育長の報告による)

## 4 施設・設備・活動の状況

昭和三十七年度

併設二十六坪、 職員二(館長外一)

映写機一・ラジオー・幻灯機一・録音機一・ミシン三 図書五百九十七冊、 発電機一

学級講座開設

内城成人学級三十名 婦人学級百六十名 指定研究 母親学級二千百四十六名 和泊女子青年学級三十二名 国頭字 (環境衛生と生活美化) 三百七十戸 IJ 年間百十時間 年間三百時間 四十四時間 千六百人 八時間

昭和三十九年度

独立三十五坪 職員 (館長他二名)

映写機一・ラジオー・幻灯機一・録音機一・ミシン三

図書九百十三冊、毛糸編物機二

学級講座開設

和泊女子青年学級三十四名 和泊校区婦人学級四十名 年間三百時間 四十四〃

大城〃 国頭ル IJ IJ IJ IJ IJ

内城ル 和泊校区男子成人学級四十名〃 IJ

国頭川 大城男子成人学級五十名 年間三十二時間 三 十 一 ″

和泊家庭教育学級八十名 四十 IJ

大城〃 IJ IJ IJ

百名

IJ

IJ

IJ

国頭ル

IJ IJ

研究指定団体 内城〃 国頭字公民館 IJ

ウ 昭和五十九年度

○社会教育施設 中央公民館

地構造建
屋物面積

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	号番	2
大城公民館	玉城字公民館	根折公民館	西原公民館	国頭公民館	伊延字公民館	畦布字公民館	出花公民館	喜美留公民館	上手々知名公民館	手々知名公民館	和字公民館	和泊字公民館	名称	自治公民館
大城	″ 玉城	" 根折	" 西原	国頭	" 伊延	″ 畦布	" 出花	〃 喜美留	〃 上手々知名	〃 手々知名	" 和	館和泊町和泊	所在地	
"	"	"	"	II	"	"	"	"	"	"	"	<b>鉄筋コンク</b>	構造	
八〇	1 [11] 1	一五八	1 11111	三回	九九九	一九八	1 11	11110	三三九	一九六·八	11111	四三宝㎡	建物面積	
四九	五〇	四七	四九	五七	五三	五二	五〇	四八	四八		四六	五三	年建 度設	
	玉城生活館			共同利用施設農村集落多目的		畦布生活館			兼老人と子供の家			兼柔劍道場	備考	

2頁	21 永 嶺	20 仁志	19 谷山	18 後蘭	17 上 内	16 内 城	15 古里	14 皆 川	
順名字公民館り	21 永嶺字公民館 "	仁志字公民館	谷山字公民館』	後蘭字公民館』	17上内城公民館 "	城公民館"	古里字公民館〃	14 皆川公民館"	
が頼名	水嶺	" 仁志	"谷山	後蘭	"上内城	" 内城	" 古里	"	
"	"	IJ	"	サート平屋 鉄筋コンク	トタン葺	トタン <del>真</del>	"	11	
ナナ	11111	<u>一</u> 五	11111	11111		九九	11111	七	
六六 三九	五.四	五三	五三	五四	四〇四八	九九五〇	五四	三八	
	センター	仁志生活改善センター	谷山生活館	ティーセンター 後蘭コミュニ			古里生活館	文化会館	

### 方

- 1 る 実態に即した昭和五十九年度本町社会教育指導方針に則 和泊町民憲章精神の具現に努力する町民の育成をはか
- をはかり、
- の増進や文化の向上に努力する町民の育成をはかる。 住み良い地域・社会の建設を目指し、協力して福祉

### (2)

対する全町民の理解認識と協力を高めるように努力する。 公民館の目的(社会教育法第二十条)を確認し、これに 社会教育法第二十条

て主体的・積極的に活動する町民の育成をはかる。 各種の学習活動や事業を通じて相互の親睦と連帯意識を 急激に変ぼうし進展していく社会情勢の中で、 町民の実際生活に即する学習内容の充実と事業の高度化 科学的能力と実践力を養い、健全な精神をもっ 和泊町の 7 (5) 6 2 0

# 図書館の活動

うことで教育環境の整備充実を町政の最重点施策に掲 ビスに努めている。 な図書館が完成した。 の拠点として図書館の建設を計画し、 に旧公民館大ホール跡地に鉄筋二階、冷房完備のモダン 和泊町では、町政の発展はまず「人づくり」からとい 「教育の町」を宣言するとともに、町民の生涯学習 三名の職員を配置し、利用者サ 昭和五十五年三月

# 図書館の概要

○昭和五十五年五月一日、 ○昭和五十四年九月着工、 プン。 行四十周年記念式典の日にオー 十五年三月完成。 図書館のあらまし 町政施 昭和五

○建物の構造、鉄筋コンクリー 二階建。 総工費、 国庫補助、千八百万円。 六百八十八平方メー

九千八百万円。

その内

化を図り、 行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純 ことを目的とする。 生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を 公民館は市町村その他一定区域内の住民のために実際 生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与する

# 各種学級・講座等の充実

- 級・講座等を開設する。 生涯教育の本質に立脚し、 町民の要望をよくきいて学
- 年を追うて学習内容の深化・徹底をはかる
- 区単位の町民教室を数多く開設する。 多くの町民が参加出来るように、各字単位、 または校
- 学習を通して努力するよう指導する。 町民憲章の精神の完成を目指して全町民・各団体が生涯
- 望し、各字公民館との連絡を密にして、その生涯教育に協 諸学習活動を中心にして、 各字が充実発展することを切
- 自治公民館長の研修の充実
- よろず相談室活用の促進。
- 新生活運動の推進。

### 事業計画

①中央教室(中央公民館)	<b>甲央公民館)</b>				
講座	学習内容	対象	人員	回数	時 間
ローマ字	基礎的な読み書き	一般	<u></u>	月一回	110:00-1111:00
書 道	毛筆の基礎学習	一般	$\frac{-}{\bigcirc}$	"	"
茶 道	作法・礼法の基礎的な学習	一般女子	<u>-</u>	"	"
琉舞	技能の修練	一般女子	八九	月三回	大:00~ 八:00
習字	基礎学習並びに技能の習練	小学生	10	毎週日曜	<:110~ 11:110
少年少女合唱団	少年少女合唱団合唱の基礎的学習	小学生	五〇	毎週日曜	用:00~ 屮:00
				-11.00.00	

②移動教室(各字自治公民館) ::月一回一〇: 〇〇~1 三一: 〇〇

	三四一人	二四	計	
11	七里一三		基礎的な読み書き	ローマ字
,,	国頭一二	_	技能の修練	三味線
"	国頭一一	1]	結び方の修熟 着物の着方、帯の	着付
"	喜美留一五 西原一一、伊延一〇	=	技能の修練	琉舞
"	畦布二七(男一三·女一四) 永嶺一五	=	技能の修練・伝承	保存舞踊
"	和泊校区一〇	1]	斉唱·合唱·基礎学習	コーラス
11	和一四		基礎的練習	民謡
"	出花一七、国頭二二年々知名一九の城一二、内城一二	五	生花の基礎的学習	生花
<b>一</b>	大城一六、玉城二五和泊一○、根折一一	六	びに技能の修練ペン習字の基礎学習並	ペン習字
対象	字名·人数	教室数	学習内容	講座

全室冷房。

階 生徒の学習室として使用させている。 研修室は、会議等で使用するが、普段は一般および 三百九十九平方メートル、閲覧室・研修室。

ている。 児童室は、保育園の園外保育の時間に利用させたり、 視聴覚室においては、毎週土曜日に映写会等を行っ らでも読書のできる部屋づくりにしてある。 児童(特に幼児)が、自由な読書ができるように、 ユニットマットにして、じゅうたんに寝ころびなが 三百五平方メートル、児童室・視聴覚室。

屋上 四十四平方メートル、 機械室。

○休館日および開館時間

休館日 毎週月曜日・祭日・曝書期間。

正月休み (十二月二十九日~一月四日)

開館時間 午前九時~午後五時。

利用にあたって

○町内在住者は無料で利用できる。

○入館者数を把握するため、入館者は数取り棒を入れる。 (大人・…青、児童生徒…赤、幼・保…黄)

○図書はNDCに準じて分類・配架してある。

ウ、主な活動

○貸出・開覧

○レファレンスサービス ○複写サ

ビス

○研修会・集会○映写会・紙芝居

○視聴覚機材の貸出

○巡回配本

町民に読書の便宜をはかっている。 各字に読書推進員を置き、各自治公民館に配本して全

### 2 町立図書館の歩み

予算

二、五〇〇、〇〇〇	六、二四三、〇〇〇	五七
二、七八〇、〇〇〇	五、四〇六、〇〇〇	五六
11, 000, 000	10、七1回、000	五五五五
1、111六、000		五四
1,000,000		蓋
图00′000		五二
一五〇、〇〇〇		五一
五〇、〇〇〇		五〇
図書購入費	図書館管理費	年度

○五十四年度までは、 購人費のみを計上してある。 公民館図書室であったので、 図書

○五五年度の図書館管理費が特に多いのは、 の備品費が大きかったためである。 書架・机等

○五七年度当初予算における図書購人費は、二百五十万 円で、 町民一人当たり約二百八十円である。

○図書購入費において変わっているところは、備品購入 品として購入している。 費と、需用費とにわけて計上し、 用費で購入し、消耕品扱いとし、千円以上の図書を備 千円以下の図書は需

また利用も多く、傷みも早いためである。また、巡回 べて、消耗品扱いの購入にしている。 というような心配をさせないために、配本用図書はす 文庫において、読書推進員に「破損や紛失したら……」 これは、千円以下の本は、幼児向けの絵本等に多く、

〇このように、図書購入費だけをとってみても町当局が、 図書館活動に力を入れていることがよくわかる。 利用状況

(ア) 蔵書数

一般図書 八四八一冊

> 児童図書 八七五七冊 V計一七二三八冊

町民一人当り一九三冊

町費講入図書 一〇九七五冊

寄贈図書

六二六三冊

○この他に奄美分館からの配本図書も約七○○冊あ

○五十六年度受入図書冊数

児童図書 一般図書 一五六六冊 一八五二冊 Ⅴ計三四一八冊

寄贈図書 町費購入図書 一七一〇冊 一七〇八冊

○寄贈図書が多いのは、図書館開設と同時に献本運動

を展開したためである。

⑴ 登録者数

三六%	二五五名	一般成人	九九九九	1,001	合計
六 5	六四名 1	高校生	七四四	七九七	児童生徒
— 匹 二 匹 % %	一五五名	中学校	二五五	110年	一般成人
= = 5 %	一二六名	幼・保	五六年度	五五年度	

(ウ) 入館者数

五十五年度 一〇二二四名

○飛鳥へそしてまだ見ぬ子へ (井村和清著)

エ 貸出人数 五十六年度 一三〇三一名

五十五年度 五一〇九名

五十六年度 五五四八名

· 学 校 二八五〇名 · 保 六八九名 三. 四%

五 · 四%

学校 四六五名 八•四%

高校生 一六二名 <u>=</u> · 0%

一般成人 一三八二名 二四•九%

ウ、貸出冊数

〇五十五年度 一〇八六六冊

○五十六年度 一二二八冊

高 中 小 幼 校 学 学 · 生 生 生 保 一五〇五冊 

六六二九冊 五四: 二%

三一冊 八四一冊 二 五 % 六・九%

般成人 二九三二冊 二 四 ・ ○ %

○多く読まれた本

一般図書

○窓ぎわのトットちゃん (黒柳徹子著)

○ひみつシリーズ(学研)

児童図書

〇アニメファンタジー

図書館の活動

ア、閲覧、貸出について

○閲覧は、書庫資料以外はすべて開架書架で自由に利用 できる。

○貸出はブラウン方式を採用している。

○貸出は一人三冊以内貸出期間は十日間である。 イ、レファレンスサービス

ウ、複写サービス

○郷土史関係を中心にかなりの問い合わせがある。

郷土史関係の資料を中心に依頼が多い

エ、集会活動および研修会

○読書ボランティアの育成……派遣・育成講座

○読書推進員の研修会

○夜間の親子研修の実施

映写会及び紙芝居

○毎週土曜日午後三時から映写会及び紙芝居、お話し会

等をしている。

力、視聴覚機材の貸出

○保有機材

・十六ミリ映写機二台 ・スライド映写機一台

・テープレコーダー二台 ・紙芝居一四七冊

○十六ミリ映写機利用回数(含、スライド映写機)

五十五年度 三十六回

五十六年度 六十五回…一四二本

育成会・家庭教育学級・婦人学級・学校・老人クラ

ブ・特別養護老人ホーム等がよく利用している。

フィルムは奄美視聴覚ライブラリーから借用してい

○紙芝居利用冊数

五十六年度…五五一冊

○上級生か下級生に紙芝居を読んでやっている

○母が子に紙芝居を読んでやっている。

○紙芝居の貸出しが伸びている。

キ、巡回配本について

〇和泊、手々知名を除く全字、二十二ヵ所に配本所を設 置し、二ヵ月に一回の割合で本の入れ替えを行ってい

○配本冊数は人口比により百~百六十冊である。

○配本用図書は購入時において館内閲覧用とは区別し

て、消耗品扱いで購入する。

○現在配本用図書が二四九五冊、それだけでは十分でな

奄美分館からの配本図書も活用している。

○図書の貸出、管理については、各配本所一名ずつの読 書推進員と三名ずつの図書係があたっている。

○読書推進員は父兄の中から一名、図書係は高学年児童

の中から依頼してある。

○図書の貸出方法は、各係に一任してある。 各地域の情報交換をしている。 一例をあげ

○推進員は、夜間、図書館で研修会を開き、学習したり、

ると

和字…………每週日曜日、 ラジオ体操後

古里、玉城……每週土曜日、 夕方、マイクで呼びか

……毎週土曜日、 て貸出をする。 親子読書会をかね

○なお貸出には、 個人ごとの貸出カードをつくり、

させている。

○また、グラフ等を作成し、よく読んだ子供には多読賞 をあげるなどして、読書意欲を高めるよう努力してい

○推進員に対しては年額一人五千円の謝金をあげてい

ク、巡回配本によりかわった点

(P) に協力するようになった。 の読書に対して関心を持ち、 父兄が読書活動に対して理解か深くなり、子供 図書館活動に積極的

その例としては、

- ころがでてきた。(国頭、西原) 自宅を配本所にして常時貸出をしてくれると
- 0 習をさせる父兄がでてきた。 用して図書館へつれて来て、 配本所に本を借りにくる子供達を日曜日を利 実際に図書館で学
- 0 きた。 り、紙しばいを読んだりしてくれる父兄がでて 貸出時に集まって来る子供達にお話をした
- (1) 係になった子供達に、責任感がでてきた。

(ウ) り、読書の時間が増えてきた。 兄弟・友人同志すすめあって本を読むようにな

## 4 年度別図書館活動の比較

◎図書館管理費及び図書購入費(円) 事 霍

責館	<b>青館管理費及び図書購入費(円)</b>	(当初予算)
度	図書館管理費	図書購入費
л.	10、七三回、000	11, 000, 000
ハ	五、四〇六、〇〇〇	二、七八〇、〇〇〇
-	大、二国三、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
八	四、六〇七、〇〇〇	11, 000, 000
儿	三、九七六、〇〇〇	一、六七五、〇〇〇
0	五、〇一六、〇〇〇	1、六00,000

**五** 五

◎登録者数(人)

区分	五五年度	五六年度	五七年度	五八年度	五九年度
幼稚園 電	104	1111	1 1 111	1三回	一四八
小学校	四三五	四元	四七〇	四七三	四四七
中学校	一七八	一五	100	七川	八五
高校生	八七	六四	八三	七八	五
一般		二五五	二八七	二六四	二七五
合計	1,0011	九九九	1′ 어시	1, 01111	一、〇〇六
の人官皆数(人)	数 (人)				

八、九六一 一三、〇三 一四、四〇三
、 出川川 ニ、 ハノ
八、〇九一 八、八四
17:10年 17:11年人
五六年度 五七年度

# 昭和六〇年度

		Ĵ	
二二、九三九	- 、  五	一〇、六八七	合計
七、六一九	一、〇八八	六、五三二	寄贈
五、三 10	11、1六回	四、一五六	町費購入
<b>《</b> 口前:	児童図書	一般図書	区分
昭和六〇年度			◎蔵書冊数 (冊)

## ◎ 区書貸出冊数 (冊)

1111, 1011		一〇五回	二二八	計一〇、八六六	合計
二、六四三	二、六五〇	一、七六三	二、九三二	一、五八四	一般成人
一〇、四五九	八、七六一 一〇、八〇〇	八、七六一	九、二八六	九、二八二	児童生徒
五九年度	五八年度	五七年度	五六年度	五五年度	区分

## ②図書貸出人数 (人)

		数	◎一六ミリフィルム及び紙芝居貸出数	リフィルム及	/v:汁!◎
五七 四	₹′001	五、四四〇	五、五四八	五、一〇九	合計
一、二宝九	1′11011	1、二天1	′ 三六	七六三	一般
三八	三五	二五五	1大二	二二九	高校生
三回	三八	三五三	四六五	七一八	中学生
三、〇四七	三、三八三	IF O1长	二、八五〇	11" <00	小学生
八六六	七六二	五五五五	六八九	六〇九	幼保 稚育 園園
五九年度	五八年度	五七年度	五六年度	五五年度	区分

一、一七八冊	九三冊	七十三十	五五一冊		紙芝居
二三苯	二七〇本	一九四本	一四二本	九〇本	フィルム
五九年度	五八年度	五七年度	五六年度	五五年度	区分

#### (四) 親 子

字と大同小異であった。 の集落に開設された親子会の活動状況は、 校教諭伊勢達一氏は「親子会運営の実践的研究」と題し の親」または「小・中学生とその親」と区々であった。 おける親子会の構成は「小学生とその親」「中学生とそ 頭をとって、各集落ごとに親子会を開設した。各集落に 当時大島教育事務局が募集した教育論文に、内城小学 和泊町では昭和三十七年ごろから、各小・中学校が音 内城集落親子会の実態を述べているが、 いずれも内城 町内すべて

論文の内容は次のとおりである。

# 内城校区における親子会結成の経過

導が主なもので、会員相互の話しあいが少なかったた も校長や字担当教師が出席して指導していた。その会 あり、隔月ごとに開催されるその例会には、学校から の内容は、前半は児童の朗読発表、後半は学校側の指 本校区内の各集落には、以前から部落P・T・Aが そのころから全国的に青少年非行が多くなり、 大きな効果を期待することはできなかった。 しか

教育は学校任せの状態で、家庭教育等も十分に行われ そのころ親たちは日ごろの農作業に忙しく、子どもの 補導員が中心になって、これを運営することになった。 T・Aを改めて、 も悪質化して来たので、昭和三十七年から部落P・ の親子会が結成されたのである。 ふれあいから」というキャッチフレーズのもとに、こ ていなかった。「不良化防止の第一歩は親と子の心の 各集落ごとに親子会を組織し、部落

# 親子会のねらい(目標)

生活態度を育てる。 自分たちで考え、自分たらで実行する、 自主的な

自分たちの生活を進歩させて行く態度を養う。 ら、相互に励ましあい、助けあって、皆で協力して、 親と子・子と子・親と親が相手の立場を考えなが

庭生活・郷土生活を向上させていく生活態度を養 めに、子としての自覚、親としての自覚を高め、家 よい子になり、よい親になり、よい大人になるた

人間相互の信頼感を深める。 健全な余暇利用の態度を育て、 心情を豊かにして

### 3 親子会の運営

ア、 たは各家庭輪番とする。 毎月一~二回定期的に開会し、会場は集会所、 ま

小学校児童およびその両親をもって構成する。

ウ、レクリェーションを取り入れたり、 た遅れている子に、劣等感を持たせないように配慮 きるだけ変化を持たせたりして楽しい会にする。ま 認め、褒めてあげる。 し、少しの向上や善行でも、つとめてこれを発見し、 会の運営にで

エ、 言し、共に実践して行く会を目指す。 子どもを指導する会でなく、子どもも親も共に発

オ、 楽しい行事をもって、親子で行楽を共にする。 定例会だけでなく、 誕生会・遠足・水泳会などの

カ、会の進め方は、子ども会長を司会者とし、 レクリェーション等を行う。 へ・「親子会の歌」の斉唱・話しあい・記録の発表・ 出席調

ていく。 記録をとり、会を重ねることによって、 積み上げ

### 4 内城字親子会

ア、内城字親子会の結成

たので、 まで三キロメートルも離れており、 の両親をもって会員とした。散在集落で、端から端 昭和三十七年三月結成した。小学校児童およびそ 三班に編制した。 児童数も多かっ

児童数	世帯数		
11] ]	一六	一班	
三四	一七	三班	
一八	一六	三班	
八三	四九	盐	

TA会長 内城字P 第二班補導員 第二班補導員 第三班親子会 第二班親子会

第一班補導員

第一班親子会

○会場は会員の家を輪番で会場にあてる。

〇子ども会は、 れを指導する。 毎週土曜日の晩開会し、 補導員がこ

○親子会は月二回(農繁期は一回) 字担当教師も出会して指導する。 開会し、 学校の

内城字親子会の運営

主催の研修会が内城校で開催され、 実際を左記会順で公開した。この方法は、 昭和三十九年九月、 和泊町P・T・A連絡協議会 内城字親子会の その後内

> 城方式と呼ばれ、 れていった。 町内全集落の親子会に取り入れら

〇会順

親会の場合は、補導員司会のもとに親同志の話しあ いを取り入れる。 親子会の会順も子ども会の会順も同一であるが、

の発表 の反省 ①今晩はの歌 ⑧補導員のお話 ⑤話しあい ②親子会の歌 ③朗読発表 ⑥レクリエーション ⑨さよならの歌 ⑦記録 **④**朗読

**※** 0 親子会の歌 作詞 山下勇夫

親会

(親同志の話しあい)

作曲 鳳悦

めぐるくろしお きれいに咲いた しまのまなかの 親子会 さとさとに みんなみの

あすのしあわぜ 親がうたえば きずくのだ 子がおどり

世の主さまの ふもとにつづいた おひざもと むつさとに

子どもかい

たのしくつどう

つよいこころを きずくのだ 親のなさけに つつまれて

三、かおるゆたかなでんえんの

みんながなごり かぞくな森にだかれた 家々に

こころひとつに あわせつつみんながなごむ かぞくかい

明るいわが家を きずくのだ

※ 「朗読」について

○学校で年数回行われる学級参観のとき、教科書のたちを集めて、本を読ませた。

○我が子の朗読を聞こうと言うので、婦人会の出席

展して、重要な位置を占めるようになった。
○その後朗読は、字P・T・A例会・親子会へと発

※ 「話しあい」について

○親子会の中核をなすものである。

○努力事項等前回の決議事項を記録係が発表し皆で

| 反省する。

○新しい努力事項等をきめる。

※ 「レクリェーション」について

○のど自慢・合奏・歌合戦・ゲーム等を親子で実施

○たのしくて、ためになるレクリェーション活動を展開することによって、緊張した雰囲気を和らげ

※ 「記ろくの発表」について

○記録係が反省事項・決議事項等を発表して、皆の

○今まで取り上げた努力点の分類

三氏一致二周トなことの再確認 二五回

方言禁止 一五回生活一般に関すること 三〇回

善行の賞讃 一○回礼儀に関すること 一八回

○親子会や子ども会のことについて、補導員が指導

\*

「補導員の話」について

「親会」について

**※** 

○補導員が司会する。

り方について話しあう。
それを推進させるため、親としての協力指導のあ
○子どもたちがきめたことを、確認するとともに、

○親子会の行事について話しあう。

# 5 親子会に対する学校の指導・協力

その指導方法を検討した。当教師が全員あつまって、親子会について話しあい、ア、学校では、毎学期一回、学校長を中心に各集落担

落に配布した。 子会の年間活動計画の基準案をつくり、それを各集イ、学校長を中心に、各集落担当教師が協議して、親

動計画を立てた。 ・会集落では、補導員を中心に、子ども会の役員があり、学校でできた「親子会活動基準案」をもとにして、

その自主活動に対し、指導助言を与えた。 集落指導担任教師は、その都度、自発的に出席し、、親子会は、どの集落でも夜間に開催されたが、冬

## 五 青少年団

# 1 青少年団育成協議会

電和四十八年九月「青少年の健全育成」 との要請が 青少年教育の充実・進展を期するように」 との要請が ではするために、社会教育課として万全の方策を樹立し、 のような風潮を防止し、和泊町の全青少年をより健全に のような風潮を防止し、和泊町の全青少年をより健全に のような風潮を防止し、和泊町の全青少年をより健全に のような風潮を防止し、和泊町の全青がしている。こ のような風潮を防止し、和泊町の全青がしている。こ

少年問題協議会」という名称は、 十五の〇〇字青少年問題協議会を設置した。 おける青少年の健全育成を図るための研究・協議機関と 和泊町青少年問題協議会を社会教育課に移し、 うと思い、その手はじめとして、民生課の所管であった 青少年の健全育成を期するための組織・機構を整備しよ 少年の健全育成を図ろうとする本団体に、 して位置づけ、その下部組織として四つの小学校区に○ ○校区青少年問題協議会を設置し、 町長の要請を受けて社会教育課としては、まず第一に、 自主的に、 各校区内の各字に二 そぐわない名 主体的に青 その後「青 和泊町に

称ではないかという意見があり、現在の和泊町青少年団 育成協議会・○○校区青少年団育成協議会・○○字青少 年団育成会と改称して、 その活動を開始した。

磋」の輝かしい歴史があり、父祖伝来の「いもこじ精神」 指導されたものではなかろうかと思料される。 校における「同年齢集団による共励切磋」と平行して、 西郷南洲先生が、獄中からその愛弟子操坦勁に以心伝心 うとき、 年新進舎創設当時の村長が、操坦勁翁であったことを思 中教育の精神」とまったく同じものである。 の伝統がある。この「いもこじ教育」は薩摩伝来の「郷 子会・青少年団へと発展した「異年齢集団による共励切 和泊に創設された新進舎以来、夜学校・日曜学校から親 というのである。 の親たちが、その活動をあたたかく見守り育てていこう 年たち自体の手で、 各集落における「異年齢集団による共励切磋」を、青少 こじ精神」で行こうということになった。 青少年健全育成の方法としては、 その昔一年六ヵ月の間和泊の地に流されていた 我が和泊町には明治中期、 自主的・主体的に実施させ、 和泊町伝来の「いも すなわち各学 手々知名・ 明治二十九 育成会

このような輝かしい伝統に立つ和泊町の青少年団員で

強し、自信と責任をもって「異年齢集団の集団活動指導」 まって、「和泊町青少年団の手引」を中心にして、 に小学生・中学生・高校生の両親と字指導担任教師が集 課で「和泊町青少年団の手引」を編集した。各集落ごと に精励する青少年を育成しようと思い、和泊町社会教育 あるとの自覚を持ち、自主的・積極的に異年齢集団活動 にあたることになった。 年団活動のあり方」・「育成会活動のあり方」について勉 「青少

T 和泊町青少年団育成協議会の組織

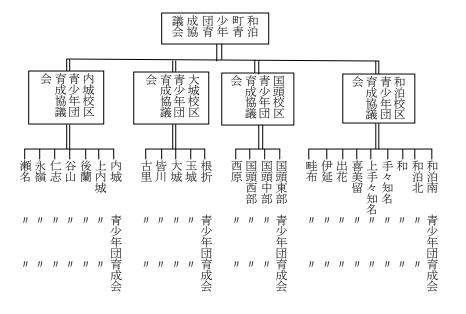
各字青少年団育成会(25

高等学校生徒の父母全員 賛同する者 小学校児童の父母全員 中学校生徒の父母全員 その他育成会の趣旨に

#### ②役員会

#### ○役員

各班長 導員 中学校字担任教師 育成会長 高等学校生活指導員 小学校PTA補導員 育成会副会長 高等学校字担任教師 書記会計 小学校字担任教師 中学校PTA補 各部長



#### ○顧問

区長 長 老人会長 字出身の町議会議員 婦人会長 児童委員 青年団長 壮年団

○育成会長・副会長・書記・会計・各部長等は各字 育成会で選出する。

#### ③ 活動

○小学生・中学生・高校生の父母全員が、 育成会の活動に参加し、たがいに協力しあって、 青少年団の自主的な集団活動を、 もり育てる。 あたたかく見ま 積極的に

D校区青少年団育成協議会や、 会と、緊密に連絡提携する。 町青少年団育成協議

## ①役員会

各校区青少年団育成協議会

#### ○役員

協議会副会長 校PTA会長 校区青少年団育成協議会長校区青少年団育成 中学校長 小学校生徒指導関係教師 各字青少年団育成会長 高等学校地区委員 中学校生徒指導関係教師 小学校P T A 会 小学校

○顧問

各字区長 校区婦人会長 校区出身の町議会議

※校区青少年団育成協議会長・校区青少年団育成 協議会副会長は、校区青少年団育成協議会で選

○活動

の校区内各青少年団の自主的な集団活動を、 たたかく見まもり、指導し奨励する。

1 協議会と、 校区内各青少年団育成会や、町青少年団育成 緊密に連絡提携する。

エ 和泊町青少年団育成協議会規約

(名稱)

第一条 本会は和泊町青少年団育成協議会と称する。

(組織)

第一条 本会は町内各字青少年団の育成会長・各校区青少年団 育成協議会長・青少年育成推進指導員・各学校(七校)

の生徒指導関係教師をもって組織する。

(事務所)

本会の事務所は和泊町教育委員会社会教育課内に置

第四条 本会は会員相互の協力と研究により、青少年団の健全 な育成をはかることを目的とする。

1106

第五条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 ・青少年団育成者の研修会・講習会の開催

2 青少年団リ ―ダ―研修会の企画・指導

3 調査・研究・情報交換ならびに指導資料の作成配布 4 関係機関・団体との連絡・提携

5 その他目的達成のために必要な事項

(役員)

第六条 本会に次の役員をおく。

1 会長 名

2 副会長 二名

3 事務局長 二名 一名

4 監事

(役員選出)

第七条 会長・副会長・監事は、総会において選出する。

第八条 (役員の任務) 2 事務局長は会長がこれを委嘱する。 会長は本会を代表し、 会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行

する。

(会計)

第十三条本会の経費は会費及び補助金・寄付金による。 2 会費については別に定める。

第十四条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年の三月三

十一日をもって終わるものとする。

第十五条 この規約は昭和四十九年五月十六日から施行する

和泊町青少年団育成協議会の活動

○定例会 開催し、次のことについて話し合う。 年六回 (隔月一回) 中央公民館で夜間に

 $\emptyset$ 各字育成会の活動状況の発表とその反省 各字青少年団の集団活動状況の発表と反省

町青少年団行事についての話しあい

・青少年団リーダー研修会

各字別青少年団員の研修会

各字別親子研修会

スポ ーツ行事

港まつりの舟こぎ競争・すもう大会(年三 回)・青少年団ソフトボール大会・青少年

団卓球大会・駅伝競走大会

○研修会 毎年一回~二回、和泊町研修センターで、 3事務局長は会務・会計にあたる。

4 監事は会計の監査にあたる。

第九条 本会に次の顧問をおく。

校長・町内各小・中学校PTA会長 町長・教育長・町内各小・中学校長・沖永良部高等学

2 顧問は本会の相談に応じ、又会議に出席し意見を述べ ることができる。

(役員の任期)

役員の任期は一年とし再選をさまたげない。 但し補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第十一条 本会の会議は総会及び定例会とする。

2 総会は毎年一回会長が招集し、 ア予算・決算の承認 次の事項を協議する。

イ役員の選出

ウ事業計画

エ規約の改廃

オその他目的達成に必要な事項

第七二条 会議の議長は会長があたるものとする。

2 会議の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数 のときは議長の決するところによる。

少年団指導者としてのあり方」について勉強する。 一泊二日または二泊三日の宿泊研修を実施し、「青

### 2 和泊町青少年団

青少年の成長発達の段階に即応した適切な教育を、それ ぞれその適期に実施することが大事である。 う若者にふさわしく、 教育を心の糧として、 和泊町内の全青少年を、より健全に育成するためには、 高く大きく成長するであろう。 青少年たちは、次代の和泊町を担 この適切な

すなわち

育成を支える大事な三本の支柱である。三脚台のように、 家庭教育・学校教育・社会教育の三者は、青少年の健全 それぞれその完ぺきを期して、努力しなければならない。 社会教育では……青少年団を中心に、育成会が責任をもって 学校教育では……児童・生徒を中心に、教師が責任をもって ムを組んで、三者連携の充実・徹底を期することが大切 相互に支持し協力し連携し、青少年を中心に固くスクラ 家庭教育では……子どもを中心に、両親が責任をもって

すなわち、 社会教育としては、 青少年の日常生活の場

である各字において、

- の青少年団に加入し、 ・全部の小学生・中学生・高校生が自主的に、その字 異年齢集団活動に参加する。
- を継承し、「たのしくて、 積極的に推進する。 ・和泊町の伝統である「いもこじ精神(自立自興運動)」 ためになる青少年団活動」を
- 青少年団憲章」の目指す理想像に向かって、努力精進す るような雰囲気をつくる。 ・そして、 全団員がたがいに励ましあって、「和泊町
- 和泊町青少年団憲章

のきまりをまもり、 わたくしたちは、 わたくしたちは、 責任を果します。 和泊町青少年団員です。 ○○字青少年団員です。

すすんで運動をし、心と身体をきたえます。 せいいっぱい勉強し、すすんでおてつだいをします。 いつもにこにこ、礼儀を正しくします。

みんな仲よく力をあわせて。 社会のためにつくします。

イ 和泊町青少年団団則(準則)

①団の名前と事務所

に置きます。 この青少年団は○○青少年団と言い、 事務所を〇〇字公民館

ることを目的とします。 にはげましあって、 和泊町青少年団憲章の精神をまもり、 強く明るく、 世の中の役に立つ青少年にな みんな仲よく、たがい

#### ③ 団 員

します。 ○○字に住んでいる小学生・中学生・高校生をもって団員と

団活動をします。 ○○青少年団員は、 次のような、 団員や公共のためになる集

## 話しあい活動

定例会・部会・役員会等

### 文化活動

読書会・発表会・勉強会・作品展示会・映画フォーラム等

### 奉仕活動

公共施設の清掃・美化、 花いっぱい運動等

### 行事活動

子どもの日・七夕まつり・クリスマス等

# スポーツ・レクリェーション活動

ラジオ体操・持久走・球技会・キャンプ・ハイキング・サ イクリング・オリエンテーリング等

> Ø 町主催スポーツ行事への参加

会 舟こぎ競走 町内一周駅伝競走大会等 相撲 (年三回) 卓球大会 ソフトボー ル大

初めの定例会できめます。 部長 (各一名) 団に団長一名・副団長一~二名・書記一名・会計一名・ 班長(各一名) の役員を置き、 毎年四月

の団長は団の代表者であり、 の副団長は団長をたすけ、 団長がいない時はその代理をし 団を盛りあげる責任者です。

の書記は団の話しあいや行事などの記録をします。

田会計は団の会計事務をおこないます。

か部長は、 あげる責任者です。 それ
だ の部の中心となって、 その活動を盛り

**の班長は、それぐ~の班の中心となって、** 上げる責任者です。 班の活動を盛り

### ⑥話しあい

の毎月○日(又は第○○曜日)に定例会を開き、 月の行事や諸計画などについても話しあいます。 べてが参加して、一ヵ月間の行事の報告や反省をし、 団員のす 来

の四月の定例会には、父母や指導者も参加してもらい、 や行事などもきめます。 年度の活動結果の反省や会計の報告をし、新年度の役員 前

のたのしくてためになる青少年団にするため、部や班をつ 団活動を盛りあげます。 くり、 諸役割を分担し、 みんなで力をあわせて、青少年

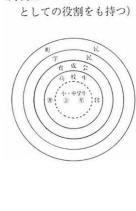
## ⑦青少年団の経費

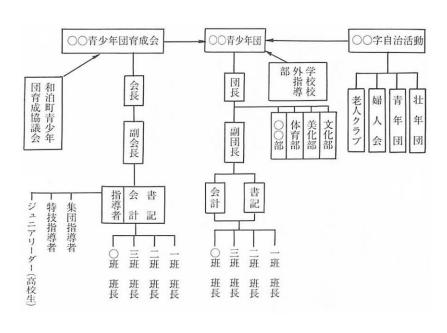
⑧団則の変更 **のその他、団の経費には、** ⑦団員は一人あたり、月○○円を団費として負担します。 寄付金などをあてます。 みんなで働いたお金や補助金・

この団則は定例会において改めることができます

### ウ ○○字青少年団のしくみ







### (六) 和泊町連合青年団

#### 組織

#### 総会 幹部会 役員会 文化副部長 一体育副部長 一体育副部長 -事務局長 -文化部長 計 青年団 和泊校区 幹 事 青年団 大城校区 青年団 幹 田頭校区 青 内 幹 年 団 区 1 国頭青年団 ■ 根折青年団 ■ 与和浜青年団 - 手々知名青年団 - 出花青年団 - 上手々知名青年団

和泊町連合青少年団組織図

# 連合青年団規約

2

第一章 総則

- 第一条 民館におく。 本団は和泊町連合青年団と称し事務所を和泊町中央公
- 第一条 年団は字青年団をもって組織する。 本団は和泊町各小学校区青年団の連合体とし、 校区青

第二章

第三条 相互の親密の度を高めると共に、 かることを目的とする。 本団は郷土の文化・産業・経済の発展に努力し、団員 団員個々の心身の鍛練をは

次の活動及び事業を行う。 本団は第三条の目的を達成するために、

次の専門部を

第四条

第三章

主要活動と事業

おき、

団員の教養を高めるための活動をする。

文化部・産業部・体育部

- 新卒者の社会における集団生活の訓練につとめる。
- 金確保につとめる。 専門部の活動を活発にし、その活動を円滑にするため資

3 2

- 他の民主団体との交流をはかる。
- **、農事研究会等との交流につとめる。**

5

- 催により政治意識の高揚をはかる。 町議会・農協理事会の傍聴や政治講演会・討論会等の開
- 各校区青年団相互の交流をはかり、更に町外青年団と積

1111

極的に交流する。

くをはかる。

第四章 役員 奉仕活動を行いより住みよい郷土の建設につとめる。

R五条 本団に次の役員をおく。

団長 一名 副団長 二名(男女各一)

会計 一名 事務局長 一名 同補佐 一名

部長 三名 副部長 三名 幹事 四名

者の残任期間とする。 会の承認を得る。これによって就任した役員の任期は、前任会の承認を得る。これによって就任した役員の任期は、前任役員に欠員を生じた時は役員会においてこれを選出し幹部

第八条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 団長は本団を代表し総会の決議事項を執行する。
- 行する。
  行する。
  行する。
- 3 会計は本団の会計事務にあたる。
- 4 事務局長及び事務局長補佐は本団の庶務にあたる。
- 任にあたる。又本団の事務及び備品の監査にあたる。
  5 幹事は本団の活動を校区青年団に浸透させかつ諸連絡の

6 部長及び副部長は所轄の事業及び活動の計画立案を行い

第五章 会議

の要請を行なった場合は臨時総会を開催することができる。のででいる。但し幹部会において構成人員の三分の二以上が総会開催る。但し幹部会において構成人員の三分の二以上が総会開催第十条 総会は本団の最高決議機関で年一回開催を原則とす第九条 本団の会議は総会及び幹部会・役員会とする。

- 1 総会は団員の過半数をもって成立する。
- 2 総会は下記の事項を審議し決定する。
- 1 規約の改廃
- 2 役員の承認
- 3 経過報告及び決算の承認
- 4 活動計画及び活動方針
- っ 予算
- 6 他団体への加入脱退
- 7 字青年団の加入脱退
- 8 その他重要事項
- 3 総会の議長及び書記は総会において選出する。

第十一条 幹部会は本団の役員及び各字青年団長をもって構成

2 幹部会は前項の定められた構成員の三分の二以上の出席し月一回定例会をもつものとする。

をもってする。

- 幹部会は次の事項を審議し決定する。
- 総会による委任事項

第十三条 団員の義務と権利

規約を守り絶えざる修養によって高い品性を身につけ

字青年団は前項の団員名簿を総会前に本団へ提出する。

- 事項 2 総会決議に基づく活動及び事業の運営に係わる必要な
- 3 総会へ提出する議案
- 本則に別に定めた事項
- その他必要事項
- 幹部会の議長は幹部会において選出する。

う。 第十一条の二 役員会は本団の役員で構成し必要に応じて行

- 役員会は次の事項を審議し決定する。
- 幹部会による委任事項
- 立案
  立案
  立案
- 。 総会及び幹部会へ提出する議案
- 本規約に別に定めた事項
- 3 その他の必要事項
- 役員会の議長は団長がこれをつとめる。

第六章 団 員

青年男女を対象とする。第十二条 団員は和泊町に居住する三十歳以下の社会人である

でその資格を得る。

団員は定められた団員名簿に必要な事項を記載すること

- 4 団の会議その他の討論の場に参加することができる。討3 団外の人に団の性格を理解させ団の活動に対し協力を求2 団の団結を阻害し団を傷つける行動をしてはならない。る。
- すること。 団の活動について提案を行い十分創意性をもって活動
- o 団の中で選出し選出される権利がある。
- ない。 動を委縮させるような批判はこれをつつしまなければなら ことができる。但し批判する場合その創意性をおさえ団活7 団の会議で団のいかなる組織や個人に対しても批判する
- 覚させられる。 
  らない。義務を守らず又は権利を尊重しない者は批判し自らない。義務を守らず又は権利を尊重しない者は批判してはな守り、4・5・6・7項に定められた権利をおかしてはな 
  すべての団員は1・2・3項に定められた団員の義務を

第七章 団の資金

項に定めた時期と同じくして行う。 団費は幹部会において決定し、それの納入は第十二条二

第十四条の二 本団の会計年度は四月一日に始まり翌年の三月 三十一日で終わる。

第十五条 個人及び団体からの寄付金は幹部会の承認を得て受

第八章 団の顧問

第十六条 本団に顧問若干名をおき諮問に応ず。

第九章 表 彰

第十七条 本団は次に該当する者を役員会の推薦と幹部会の承 認により表彰する。表彰は総会において行うものとする。

- 第五条の役員を三ヵ年以上のもの
- 第五条の役員及び字青年団長を三ヵ年以上のもの
- 特に団活動への貢献のあったもの

第十章 加人及び脱退

第十八条 本団への字青年団の加入は文書又は口頭で申込み同 時に団員名簿の提出・団費の納入を行う。

この規約は昭和五十一年四月一日から施行する。 この規約は昭和四十二年四月三十日から施行する。 この規約は昭和三十九年八月二日から施行する。

### 3 昭和六十年度活動方針

①学習活動(文化活動)の推進

- ア、
- リーダー研修会及び各種講習会の開催
- 青年祭の開催
- -クル活動の育成
- エ、 野外活動の開催
- オ、女子部の育成(女子団員増)

交通安全青年部の育成(交通安全パレードの参加者

②単位青年団と連合青年団の連携と強化

- 毎月一回定例会の開催 (単青持ちまわり)
- 単位青年団との交流会(青年のつどいの開催)
- 知名町・他市町村連青との交流会の開催
- エ、単青行事の開催(連合青年団員の協力)
- ③体育レクリエーション活動の推進

各種大会の開催

- ル大会 (バレーボール大会、ソフトボー
- 女子レクリエーション大会の開催

④奉仕活動の推進

#### $\bigcirc$ 昭和六十年は国際青年年です。 参加 開発 平和

### 4 昭和六十年度行事計画

7 · 1	28 役	15	14	6 3 定	31	25	24	18	17	シ	12	3 定	5 1	29	28		5 定	4 1 役	月・日	Ę
全郡青年大会定例会	役員会	ボール大会	青年バレー	定例会	役員会	ボール大会	両町ソフト	ール大会	青年ソフトボ	ション大会	女子レクリエー	定例会	役員会	祭り	第十三回ゆり		定例会	役員会	行事名	
徳之島町	中央公民館	各学校	町民体育大会		中央公民館			ンド	和中・和小グラウ	ンド	和泊小学校グラウ		中央公民館	ET P	1			中央公民館	会場	1
	七月行事について	名字文打	之子 対元		六月行事について		両町より一六チーム	名字文书	之子;寸亢				五月行事について	育在务・ノレート	前复巻 ペノード	紹介	各単青団長、副団長の	新旧役員引き継ぎ	内容	

	1					12			10			10				9			8				
21 20	6	27		22	7	2	31	27	1	30	27	3	30			2	30	24	•	27	26		
} 卓球大会	定例会	<b>《区員公</b> 云		特老奉仕作業	青年のつどい	定例会	役員会	農業祭	定例会	役員会	青年祭	定例会	役員会	流会	両町青年団交	定例会	役員会	青年のつどい	港まつり	定例会	役員会	特老奉仕作業	盆おどり
町民体育大会		中央公民館	ム	特別養護老人ホー			中央公民館	役場		中央公民館			中央公民館		知名町		中央公民館	長浜ロングビーチ			中央公民館	ホーム	特別養護老人
各字対抗	一月行事について	反省 十二月行事につ					十二月行事について	バザー	十一月行事について	十一月行事について			十月行事について	7 7 7	交流会	_	九月行事について	レクリェーション	パレード・盆おどり		8 月行事について		

3 • 6		28	24			12	2 • 3	
定例会	邻	第二三回定期総	役員会		ド	交通安全パレー	定例会	役員会
		中央公民館	中央公民館			町内		中央公民館
三月行事について	六一年度計画	年度反省、	総会について	ロードミラーみがき	空カンひろい、	パレード		二月行事について

# 5 **歴代青年団長氏名**(三十六年度以降)

年度	氏	名
36	伊集隊	完正典
39 40 41	松下 松下 大江	元文 元文 澄夫
50 51 52 53 54 55 56	田森森豊谷三三中	稳晃晃志美俊俊
57 58 59 60	一永山山宮本	为 誠 裁 司 素 司 孝

# 七 両町婦人会幹部連絡協議会

られて祖国復帰を遂げた。翌二十九年五月重成県知事の昭和二十八年十二月二十五日、私どもの悲願がかなえ

大島巡視があった。その時県の衛生部長を通じて島の環大島巡視があった。その時県の衛生部長ではいて種々指導を受けた。当時の町連合婦人会境衛生について種々指導を受けた。当時の町連合婦人会境衛生について種々指導を受けた。当時の町連合婦人会でかけた。その結果、早速六月に両町合同幹部会を開催びかけた。その結果、早速六月に両町合同幹部会を開催がかけた。その結果、早速六月に両町合同幹部会を開催がかけた。その結果、早速六月に両町合同幹部会を開催があり、

裏であった。 第一回は和泊町公民館で開かれた。まず現状の把握・ 第一回は和泊町公民館で開かれた。まず現状の把握・ 第一回は和泊町公民館で開かれた。まず現状の把握・ 第一回は和泊町公民館で開かれた。まず現状の把握・ 第一回は和泊町公民館で開かれた。まず現状の把握・ となる事は婦人としての最高の 事びであった。

きた。 和泊町は三十四年に続いて知名も新正月を祝うことがで 難関の旧正月の新正月への切り替え問題を解決して、

生活改善面では、共通語の問題・行事食の献立の問題

水源地視察をした。

水源地視察をした。

水源地視察をした。

赤の手洗い用器の備えつけなどを取り上げ、簡易水道の境衛生の一環として、布団干し運動、蚊・蝿の駆除、便夏野菜園を視察して生産への意欲をもりあげた。また環等があった。特に夏は田芋茎が野菜の中心だったのを、

たが実施までには至らなかった。働の激しい沖永良部では是非農休日を持ちたいと提案し生産面では石川小芋・養豚・養鶏場を視察し、婦人労

案が多かった。 家が多かった。 家が多かった。 家が多かった。 家が多かった。 家が多かった。 家が多かった。 家が多かった。 家が多かった。 の会葬礼状並びに葬式の花輪の撤廃等、多方面からの提 のののですればがでは、行事の合理化・記念品の廃止・持参

振興計画遂行と婦人会の役割について話しあった。部婦人幹部研修会と改称した。婦人会の組織強化と奄美昭和四十四年九月八日の第十五回より、名称を沖永良

沈みがちな人の心をなごませるよう努力した。に両町婦人会幹部が各自花木を持ち寄って植樹美化し、両町共同の火葬場が完成したので、四十五年六月五日

はしい。 婦人の服装(和服や洋服の正しい着用法)について勉

大会を開き、ママさんバレーのさき駆けとなった。四十七年には両町で十五チームが参加してバレーボールレクリエーションの他に親睦バレー等も盛んになり、

現光に備えて、永良部の角りや現光上室こついても活いを持ち、両町の新生活運動推進協議会へ提案した。てきたので、披露宴の案内客の人数なども併せて話しあ土の各地と行われるようになった。結納金の問題等も出土の各地と行われるようになった。結婚も島内だけでなく本本土との交流が盛んになり、結婚も島内だけでなく本

しあいを持った。観光に備えて、永良部の踊りや観光土産についても話いを持ち、両町の新生活運動推進協議会へ提案した。

四十八年には特に環境汚染(洗濯用洗剤・台所用洗剤の土壌に及ぼす影響・水質汚濁等)について勉強した。
五十年度は青少年の健全育成と母親の役割や、家庭教育・学校教育・社会教育の充実については、小・中・高校力した。特に家庭教育の充実については、小・中・高校分たちの子供の家庭教育について、その自覚を深めた。五十一年以後の新生活運動では、祝祭日の国旗掲揚・五十一年以後の新生活運動では、祝祭日の国旗掲揚・五十一年以後の新生活運動では、祝祭日の国旗掲揚・五十一年以後の新生活運動では、祝祭日の国旗掲揚・五十一年以後の新生活運動では、祝祭日の国旗掲揚・

五十四年・五十五年は婦人会組織の強化を取りあげそ

導講話があった。の健全育成について話しあい、和泊町中央公民館長の指の定とについて話しあった。特に五十五年には、青少年

環境の美化・新生活運動については発会以来、毎年繰り返し取りあげられているが、いまだにこれで十分だとり返し取りあげられているが、いまだにこれで十分だと各組織の連携・家庭教育・学校教育によって「習い性となるまで」努力する必要がある。 母親の団結が重大である。婦人会の組織の拡充強化・豊かな心を育てる家庭づくり・高齢化社会への対応・選挙がな心を育てる家庭づくり・高齢化社会への対応・選挙の浄化・特に四ない運動(棄権しない・あげない・求めない・もらわない)は婦人の力で強力に推進することがない・もらわない)は婦人の力で強力に推進することがない・もらわない)は婦人の力で強力に推進することがない・もらわない)は婦人の力で強力に推進することがない・もらわない)は婦人の力で強力に推進することがない・もらわない)は婦人の力で強力に推進することがない・もらわない)は婦人の力で強力に推進することがない・もらわない)は婦人の力で強力に推進することがない・もらわない)は婦人の力で強力に推進することがない。

必要である。

#### $(\mathcal{N})$ 和泊町連合壮年会

## 連合壮年会規約

第一章 総

第一条 本会は、和泊町連合壮年会(以下「壮年会」という) と称する。

(事務所)

第二条 第 章 目 本会の事務所を和泊町中央公民館に置く。

関係団体との協調をはかり、豊かで明るく住みよい郷土 相互の親睦を深め、高齢者及び婦人会・青年団・その他 の建設と発展に寄与することを目的とする。 壮年会は、会員の知識の高揚と、健康増進並びに会員

第三章

第四条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

会員の資質向上のため研修会等を行う。

 $\stackrel{-}{-}$ 体力づくりのため体育・レクリエーション活動の実施

三 地域青少年の育成。(後継者育成)

講演会及び発表会・展示会等の開催。

関係団体との連携と交流。

調査研究・実験活動の実施。

七
その他前条の目的達成に必要な事業

子及び本会の主旨に特に賛同する者で各字における壮年 本会は、和泊町に在住する三十歳以上六十歳以下の男

(専門部) 会に加入したものをもって組織する。

本会に次の専門部を置く。

体育部

三 産業部 文化部

(役員及び人数)

第七条本会に次の役員を置く。

七、会計 一名 八、監事 三名 五、書記 一名 六、専門部 正一名 引 二、母素局長 一名 二、会長 二名 二、会長 二名 二、副会長 三名

副一名

第八条 本会に顧問を若干名置くことができる。

(役員の選出) 会長及び副会長は、役員会で推薦し、 総会の承認を得

二、理事は、各字の代表一名とする。

三、事務局長及び監事は、 役員会で推薦し、会長が委嘱す

四、書記及び会計は、会長が委嘱する。

五、専門部の正副部長は、役員会で推薦し、会長が委嘱す る。

顧問は役員会で推薦し、会長が委嘱する。

(役員の職務)

会長は、本会を統轄し総務にあたる。

二、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職 務を代行する。

四、書記は、事務局長を補佐し会議の記録事務を行なう。 三、事務局長は、会長の命を受け本会の企画運営にあたる。

五、専門部正・副会長は、専門部を代表し部活動にあたる。

六、会計は、本会の会計事務にあたる。

七、監事は、本会の会計監査にあたる。

八、顧問は、会艮の諮問に応じ、又は会長に対し意見をの

べることができる。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は二年とする。但し再任を妨げない。

二、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とし、増員

のため就任した役員も同様とする。

三、役員が辞任し、又は任期満了となった場合においては、 後任者が就任するまで前任者がその職務を行う。

第五章

(会議の種類)

会議は、役員会と総会の二会議とする。

2、相互の連携を図るため、字会長会・部長会並びに、 役員会等は、 必要に応じて開くものとする。

(会議の招集及び議長)

を招集する。 総会は、年一回定例会の外、必要に応じ会長がこれ

二、役員会は会長が招集し、議長は会長があたる。

(会議の定足数)

ば開くことができない。但し、委任状を出してある者 会議は、会議を構成する者の過半数の出席がなけれ

は出席数とみなす。

する出席数の過半数をもって決する。 会議の議事は、別に定める場合を除き、会議を構成

二、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(役員会の付譲事項)

第十六条 本規約に定めるものの外、次に掲げる事項は、 会に付議する。 役員

役員の選出に関すること。

事業計画及び歳入歳出予算に関すること。

三、諸規定の制定並びに改廃に関すること。

四、その他、会長が付議した事項。

(総会の付議事項)

第十七条 付議する。 本規約に定めるものの外、次に掲げる事項は総会に

規約の改廃

歳入歳出予算並びに決算の承認

事業計画の承認

役員の承認

五、その他、会長が付議した事項

第六章 会 費

会

第十八条 会費は、毎年総会で定める額を納入する。

(経費の支弁)

第十九条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

三、事業収入 会費 <u></u> 四、寄付金 公共団体からの補助金

五、預金利息六、 その他

(会計年度)

第二十条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十 一日までとする。

第七章 帳 簿

第二十一条 本会に次の帳簿を置く。

三、各種会議録 、事業記録簿 四、役員・会員名簿 二、会計簿

五、その他補助簿

この規約は、昭和五十六年四月一日から施行する。

# 昭和五十九年和泊町連合壮年会役員名簿

副会長 長 町  $\equiv$ 

宮 永 富

IJ 池山 邦 秀

事務局長 池 田 実 利 利 夫

会 計

記

伊地知

体育部長 東林 義

産業部長 文化部長 永 吉 敏 政 次

## 3 昭和五十九年度連合壮年会行事日程表

11	12	12	11	11	8	7	6	5	月
30	中	12 11		15 14	26	15 14	11 10	29	日
(金	旬	(永) (火)		(未)	(田)	① ① ① ①	9 日	(火	曜日
奄美地区総合社会教育研究大会	役員会(役員、字会長合同会)	卓球大会	講師招へい(講演会)	バレーボール大会	体力テスト	ソフトボール大会	バレーボール大会	役員会(役員、字会長合同会)	行 事

#### (九) 老人クラブ

## 単位老人クラブ

のように述べてある。 「和泊町社会教育の現状」(昭和四十七年度)には次

現在、町内二十一か部落に二十の老人クラブが結成され、 昭和四十一年から部落ごとに老人クラブの発足をみ、

毎月定例日を設け会合を持っている。

1120

#### 和泊町老人クラブ 숲

女

57

47

33

21

47

30

40

34

82

19

27

58

26

26

28

18

22

40

20

21

696

3

健康保持増進のため衛生についての研究を行う。

見聞を深めるため、視察や見学を行う。

社会知識や時代感覚を深めるため講演会・座談会を行

前条の目的を達成するため、次の行事を行うものとす。

男

23

18

17

18

31

27

20

34

55

13

18

29

14

8

15

13

15

20

17

17

422

4

別

IJ

IJ

IJ

IJ

和泊老人クラブ

館 老

上手々知名老人 #

喜美留老人』

花延

布

頭

原

折

城

城

古里老人クラブ

後蘭老人クラブ

谷山・仁志老人』

老 嶺

計

会員の会費

2

補助金

3

寄付金

水

亀

人

第七条

本会の費用は次の収入でこれにあてるものとする。

川清

城 鶴

名 老 人 "

第八条

但し事情により減免できるものとする。

会員の会費は一人毎月○○円とする。

人

和 老 人

出

伊

畦

玉

西

根

玉

大

皆

会 長

伊集院重義

伊地知季良

山下 前富

中澄

清亮

猛

新清

勝二

豊秀

大義

窪義

好英

中野 宮安

瀬川 重光

20人

第六条

本会に次の役員を置くものとす。

6

その他この会の目的達成に必要なことを行う。

5

慰安・レクリエーション行事を行う。 社会のためになる奉仕活動を行う。

和田 川盛

町田 実彦

田浦

赤理 保一

速水

中屋 利常

田中

村山

橋口

皆村 前清

川村 安盛

村山

山下

脇田

書記 会長

一名 名

副会長 監事 三名

一 名

余興係 会計

一 名 名

顧問

若干名

東

第九条

本会の会計は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

イ

事業の概要

に終るものとす。

第十一条 この会則は昭和四十一年十月一日から施行する。

協議の上決定する。

交流会

毎月一日に開催し、

その月の行事や諸事項等につい

第十条 本会の会則を変更せんとするときは、出席者の過半数

1

役員会(各単老会長・婦人部長)

○定期的月例会

の同意を得なければならない。

次のように述べている。

○構成 ○設立

日

〇会員

千三百十九名 二十七単位クラブ 昭和四十一年四月

4 る。

演芸クラブ

交流会の都度、

午後の

究会和泊町大会で第七分科会事例発表者

橋口俊良氏は

等を楽しむ。

まり、午前中は社会全般の学習をし、

午後は民謡・舞踊

各単老を組み合わせて、毎月一日ずつ「憩の家」に集

3

民芸クラブ

毎月十日を定例日と定め、手芸の諸講習会や実習を行

町文化祭・県老連作品展示即売会に多数出品してい

第三十回(昭和五十九年度)奄美地区総合社会教育研

和泊町老人クラブ連合会の組織と事業の内容

老の運営に当たらせている。

の高いことを重視し、婦人部長制を設け副会長と同格と

同時に各単老にも婦人部長をおき会長を補佐し、

単

のふれあいにつとめている。

- トボール練習試合を実施し、

健康づくりと相互の心

1123

会員の約三分の二は女性が占めているので、

その比重

(5)

体育クラブ

また特別養護老人ホ

ームの友愛慰問を行っている。 レクリェーションに演芸を披露

毎月二十五日を「体育の日」と定め、各単老チー

 $\Delta$  $\mathcal{O}$  八百十七名 (六十二%) 五百二名(三十八%) 結 成 年月日

(昭和47年度)

41 • 10 • 8 44 · 9 · 15

41 • 9 • 21

43 · 9 · 15

43 · 5 · 10

41 • 10 • 21

43 · 11 · 17

42 · 9 · 15

43 · 9 · 15

42 · 9 · 15

43 · 12 · 5

46 · 4 · 1

41 · 11 · 5

43 · 9 · 15

第一条

本会は○○字老人クラブと称す。

和泊町〇〇字老人クラブ会則

1122

第二条 本会の会員は和泊町○○部落に在住する部落民の七十

才以上を会員とする。

50 円

毎月会費

44 · 12 · 10

50 100

50

50

50 50

50

50

50

100

50

50

50

50

50

50

50

50

100

第四条 第三条

本会は会員相互の親睦を図ると共に、健全で豊かな生

本会の事務所を○○部落公民館におく。

43 · 11 · 1

42 · 9 · 15

43 · 9 · 15 44 · 9 · 15 45 · 1 · 15

IJ

IJ IJ IJ IJ IJ

IJ IJ

IJ

IJ

IJ

IJ

IJ

IJ

IJ

IJ

IJ

第五条

活の建設を図るを以て目的とす。

国県町

補助

25,200円

IJ

IJ

57

45

87

40

34

43

31

37

60

37

38

1, 118

員

計

80

65

50

39

78

芸以上老人自らの芸を出演している。 毎年五月下旬開催、午前中総会、午後は各単老から一

# 関係団体の諸行事に参加

事には必ず参加する。特に三町幹部研修会には多数参加 している。 県老連のすべての行事はもちろん、高齢者福祉等の行

# 町内各神社の草刈清掃作業

統を顕彰することは我々老人クラブの一大目標でもある の清掃美化等も十分出来ていない。沖永良部の歴史と伝 があり、戦後は神仏・祖先崇拝の思想が薄くなり、神社 町内に六つの神社と世之主の墓、西郷南洲謫居之地等 年二回八月と十二月に草刈清掃作業を実施してい

## 健康をすすめる運動

点課題として取り上げ努力している。 てこの運動が提唱されたので、町老連でもこの運動を重 全国老人クラブ連合会で、本年度努力目標の一つとし

○健康学習(講義・研修・医療のうけ方など)

○健康管理(疾病予防・健康診断・健康相談・健康手 帳の活用など)

○健康増進(栄養・運動・休養・レクリエーションな

○事故防止(交通・火災・災害など)等について機会 ない」という意識の高揚に努めている。 あるごとに研修し、「自分の身体は自分でしか守れ

# 世代間のふれあい事業について

二ヵ年間で二十万円の補助をすることになり、 この事業を推進している。 に鑑み、毎年二十五万円を予算計上し、さらに継続的に が補助指定クラブとなった。町当局はこの事業の重要性 は初年度に五クラブが指定を受け、今年度までに全単老 昭和五十五年度から県老連がこの事業推進のため、 町老連で

## スポーツ大会

## ○町老連スポーツ大会

でまかなわれている。 手以外の会員も必ず一種目以上出場することにして いる。参加者全員に賞品を授与、賞品は全額町予算 毎年九月下旬に開催、千名位の会員が参加し、

## ○南三町スポーツ大会

費として町から多額の補助を受けている。 会員が参加、 町老連は二つのチー 毎年優秀な成績をおさめている。 -ムを編成し、百五十名以上の 派遣

## --トボール大会

年参加している。 合も年一回行われ、町老連から二十チーム前後が毎 のゲートボール大会がある。 町体育協会、交通安全協会、郵便局、町老連主催 知名町老連との親善試

## 7 研修・観光・慰安旅行(毎年実施)

をとるのも、また老後の楽しみであり大きな生きがいで 国内の名所旧跡を訪ねたり、時には温泉につかって休養 かかっても、同じ世代に生を受けた仲間同志が、団体で に家事万端を譲りホッと一息ついた今日、多少の経費は してきた老人たちが経済大国日本の一員として、子や孫 明治・大正・昭和と永年にわたって和泊町建設に努力

字公民館周辺、 道路沿い等に草花を植え地域の美化を

## 郷土芸能等の伝承

作り方・島言葉や昔話等は、各単老で実施している。 三味線・舞踊・民謡および手芸・子どもの遊び道具の

## 農協の定額貯金

ている。 例日に持参、会計係がそれを取りまとめて農協に貯金し 農協の貯蓄増強の趣旨に賛同し、各自一定額を毎月定

#### (11) 愛の一円献金

② ススキの 等 でも役立てようと献金している。 れているので、これを収集して恵まれない人たちに少し ないばかりか、かえって財布の中で邪魔物扱いにすらさ 現代は買物をしてもほとんど十円単位になっているの 一円の価値が薄くなり、所持していても有り難みが

披露されたことも度々である。このことは子供とのふれ たそのお礼として、老人クラブの総会に孫たちの演芸が さん、ありがとう」という作文がたくさん寄せられ、ま 稚園・小中学校へ寄付したところ「おじいさん、おばあ あい事業にもつながり、大きな成果をあげている。 ぞうきんを各自で手作りし、それを町内の保育園・幼

#### 1126

## 町民歩こう会に参加

彰を受けている。 多数が参加し、特に八十歳以上の高齢者も多く参加し表 れあいのため毎年行われている。老人クラブ員はその大 町主催の「歩こう会」は町民の健康増進と世代間のふ

## 新生活運動推進に協力

の老人が先頭に立って努力している。 て決めたことは、必ずこれを守るようお祝いを受ける側 あるので、老人自らの問題としてお互いが衆智をしぼっ この運動は老人の「年の祝」が特に論議される立場に

# 和泊町の高齢者学級について

志高齢者が中央公民館で学習している。 を開設し、その名称は「西郷南洲先生謫居之地」にちな に開設し、毎月十七日を定例日と定め、 んで「南洲大学」と名付けてある。それ以来毎年継続的 和泊町教育委員会では昭和四十八年度から高齢者学級 七十余名位の有

## ウ 和泊町老人クラブ連合会会則

第一条 この会は和泊町老人クラブ連合会と称す。

第一条 第三条 この会の事務所を和泊町老人憩の家に置く。 この会は和泊町内の単位老人クラブを以て組織する。

> 第四条 この会は和泊町内単位老人クラブの育成強化並びに会 員の教養を高め老後の幸と福祉の増進及び地域社会と の交流を計るを目的とする。

第五条 この会は目的を達成するため次の事業を行う。

単位クラブの連携・交流・育成強化

老人福祉の増進

研修会・講演会・交流会

作品展示会・即売会

5 その他目的達成のため必要な活動

第六条 この会に次の役員を置く

婦人部長 会長 一名 一 名 副会長 理事 二名 十五名

第七条 役員の職務は次のとおりとする。 監事 三名 書記 — 名

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を 会長はこの会を代表し会務を総轄する。

婦人部長は婦人部の運営にあたる。 代行する。

理事は理事会を組織し事業の執行をはかる。

監事は会計を監査する。

第九条 第八条 この会の運営はすべて単位クラブの会長・婦人部長会 役員の任期は二ヶ年とする。ただし再選を妨げない。 古記は会長の指示に従い席務・会計を処理する。

において協議・審査の上決定する。

第十一条 単位クラブ会長・婦人部長会は毎月一日之を行う。 総会を開催することができる。 総会は年一回定期的に行う。ただし必要に応じ臨時

第十二条 を以て終る。 この会の年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日

第十三条 金又は寄付金を以てあてる。 この会の経費は分担金・事業収入及び補助金・助成

けるものとする。 会則の改廃は理事会において立案し総会の承認を受

この会則は昭和四十五年十一月十日より施行す

**※** 第六条二項「副会長一名」とあるを「副会艮二名」に 会で決定す。 改訂することを昭和五十五年三月一日会長・婦人部長

\* 慶弔規定(昭和五十五年八月一日会長・婦人部長会で

会長・婦人部長並びにその配遇者(死亡)の際は左

会長・婦人部長 五千円(現職) 記金額を弔慰金として贈る。

但し町老連の会長・副会艮は前任者も含む

病気見舞金(一ヶ月以上の場合) 会長・婦人部長 五千円(現職)

### (+)父母と先生の会(PTA)

# 日本におけるPTAの概況

けるPTAの概況について次のように述べてある PTA年鑑(昭和三十一年PTA新聞社)は日本にお

沿革

家庭の連絡機関ができていた。 ら、漸次各地の学校もなんらかの形と名称の学校 動が起った翌年)東京の小学校に父兄会ができてか 明治三十一年(一八九八)(アメリカにPTA運

実施された時でもあった。大部分の学校において、 言により昭和二十二年(一九四七)三月よりPTA 発展であった。 PTAが新たに生まれたのではなく、 運動が始まった。これは日本に六・三・三・四制が CIE(アメリカ占領軍の民間情報教育局)の助 前記父兄会の

#### ◇現状

国・公・私立の幼・ 小 • 中・高のそれぞれの学校に

数およそ千六百万人、四十六都道府県並に五大都市 て全国協議会をつくっている。 に地方の連絡協議会ができており、 つくられている単位PTAの数はおよそ四万、会員 これは更に合し

### 2 奄美におけるPTAの状況

中学校七百八十円と小差であるがのびて来ていることは 七十八円に対し、昭和三十八年には小学校四百六十九円、 出費が昭和二十六年の小学校三百七十二円、中学校七百 展を示さない状態である。しかし一人当たり(平均)の 校二十一・三%対七十八・七%となっており、今なお進 復帰後もその余韻は続き、PTA本来の活動費と公費補 活動が内容的に見て市町村内・郡内・県内・県外等の各 八年にいたっても小学校二七・六%対七十二・四%中学 六・八%、中学校一九・四%対八○・六%で、 助額の比は昭和二十六年で小学校二十三・二%対七十 活動の主力は後援会的な面へ注がれざるを得なかった。 出を待っては子弟の教育に事欠くので、いきおいPTA 戦災にあった学校が多く、その復旧工事の負担等公費支 奄美におけるPTA活動は昭和二十五年度に始まる。 昭和三十

> 望のもてることである。 立って増えつつあることは喜ばしいことであり、 種研修会に参加するなど会員の研修的面への支出が目 また希

# 和泊町PTA連絡協議会規約

第一章 総則

- 第一条 本会は和泊町PTA連絡協議会といい 校内におく 事務所を会長
- 第二条 本会は町内各PTAを単位とする連絡協議研究の会で ある。
- 第三条 学校のPTAとする。 本会に加入することのできるものは町内の小学校・中
- 本会の協議委員はPTA会長・副会長・校長・教頭とす

第二章 目的

- 第四条 本会は町内PTAの緊密な連絡協調により相互の健全 な発展を図ることを目的とする。
- 第三章 事業
- 第五条 本会は本会の目的を達成するために次の事業を行う。
- PTAの運営に関する研究
- 教育振興に関する研究調査ならびに教育世論の換起に 関すること
- (3)PおよびTの研修に関すること

青少年の保護育成に関すること

(1)

会長・副会長・理事・監事は各学校長・PTA会長を

その他目的達成に必要な事項

第四章 役職員

- 本会の役員は次のとおりとする
- 会長 一名
- 副会長 <u>一</u>名

第十条

役員会は必要に応じて開き、主として次の事を行う。

半数の同意を得なくてはならない。

第九条

役員会は過半数以上の出会をもって成立し、

決議は過

第五章 集会

書記・会計は会長が選任する。

これにあてその互選によって選出する。

- 監事 七名
- <u>二</u>名
- 書記 会計 一名
- 課長) 若千名 (町艮 議長 社会教育
- 役員の任期は一年とする。
- 役員の任務は次のとおりとする。 補欠により就任する役員は前任者の残任期間とする。
- (2)(1)会員は本会を代表し、会務を統理する。
- 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を つとめる。
- 理事は本会の企画にあたる
- 合について通知する。 書記はすべての会合の議事を正確に記録し、 各種の会
- 第八条 役員の選出方法は次のとおりとする 査委員会の監査を経た決算報告をする。 会計は金銭の支出を明確にし、役員会において会計監

日に終るものとする。

第十二条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十

会費はPTA一戸一律五十円とする。

第十一条 本会の経費は単位PTAの会費及び寄付金等によ

る。

第六章

規約改廃のこと

経費に関すること 事業の遂行に関すること

- 第十三条 この規約は昭和三十二年四月一日から実施する。
- 第十四条 和三十五年四月一日から適用する。 この規約は昭和三十五年九月十六日一部改正し、 昭
- 第十五条 この規約は昭和四十四年六月六日に一部改正し、

昭

和四十四年四月一日から適用する。

第十六条 この規約は昭和五十四年十一月二十六日に一部改正 し、昭和五十四年四月一日から適用する。

第十七条 この規約は昭和五十七年六月七日に一部改正し、 和五十七年四月一日から適用する。 昭

## 

会則 (例)

第一章 名称及び事務所

第一条 この会は○○小学校PTAと称し、事務所を○○小学 校内に置く。

第二章 目的及び活動

第二条 この会は父母と教師が協力して家庭・学校・社会にお ける児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

- 第三条 この会は前条の目的を達成するために、次の活動をす
- 活を補導する。 家庭と学校との緊密な連絡によって、子どもたちの生

よい父母、よい教師になるように努める

会員の研修親和に努める。 子どもたちの生活環境をよくする。

> 第三章 組織と運営 (5) その他、目的を達成するための必要な諸活動を行う。

第一節 会 員

第四条 る者と本校の職員、ならびに会の趣旨に賛同する者で組織す この会は○○小学校の児童の父母、またはこれに代わ

第二節 役 員

第五条 この会に次の役員をおく。

会長 一名 副会長 二名 書記 一名

第三節 役員の任務 一名 会計監査員 三名

第六条 とする。 この会の役員ならびに会計監査員の任務は次のとおり

- (1) 会を召集し、 会長は、この会を代表して会務を総理し又総会・役員 会議のとき議長となる。
- (2) 務を代行する。 副会長は、会長を補佐し、 会長事故あるときはその職
- 書記は、会長の命を受けてこの会の庶務を行う。
- 会計監査員は、年一回以上前記会計事務の監査を行い、 会計は、会長の命を受けてこの会の会計事務を行う。

役員の選出

総会において報告する。

第七条 役員の選出は次のとおりとする。

受ける。 会長・副会長は役員会において選出し、総会の承認を

(2) 書記・会計は会長が委嘱し、役員会の承認を受ける。

ける。 会計監査員は役員会において推薦し、総会の承認を受

第五節 任 期

役員の任期は一ヵ年とする。ただし再任を妨げない。 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第六節

この会の運営を図るために次の機関を設ける。

総会 (2) 役員会 (3) 学級・学年部会

専門部会 (5) 地区部会

(1) 会則の改廃 (2) 役員の承認 (3) 決算の承認 心必要に応じて、臨時にこれを開くことができる。 総会は年一回とし、その学年度始めに開催する。ただ

の審議 年間活動及び事業計画の審議 (7) その他本会の目的達)審議 (4) 会務の報告 (5) 会計監査結果の報告 (6) 成に必要な事項 役員の承認 (3) 決算の承認及び予算

表・学級役員をもって構成し、次の事項を行う。 役員会は、役員及び補導委員長・補導委員・学校代

監査員の選考ならびに書記・会計の承認 会則の改廃についての審議・検討 (2) 役員及び会計

活動及び事業計画の審議 (4) 予算、決算の審議・

> 総会を開く余裕のない緊急事項の審議決定 専門部会の設定 (6) 総会に提出する議事の

- な事項 (8) 各学級部会、地区部会の連絡調整 (9) その他必要
- 第十二条 学級・学年部会は臨時にこれを聞き、学級・学年経 営の充実を図る。
- 第十三条 地区部会は年数回これを開き、子どもたちの健全な 成長と会員相互の研修を図る。
- 第十四条 聞き、次の事項を行う。 各部を置き、委員長が会長の承認を得て必要に応じてこれを 専門委員会は、総務・生活指導・保健体育・事業の
- (2)(1)各部の年間活動及び事業計画の立案
- 決定事項の執行

第十五条 すべての会議は構成員の三分の一以上をもって成立 長が決定する。 し、決議は、多数決によるものとする。 可否同数のときは議

第四章 経 理

第十六条 この会の活動に要する経費は、 付金によって支弁する。 会費・事業収人・寄

第十七条 この会計年度は毎年四月一日に始まり、 三十一日に終わる。 翌年の三月

第五章 付 則

第十八条 この会に顧問を置くことができる。顧問は役員会に

1132

る。 第十九条 この会則は昭和四十八年四月一日からこれを施行す おいて推薦し、会長がこれを委嘱する。

#### 慶弔規定

- 児童死亡の際は 五千円をおくる。
- ② 会員死亡の際は 五千円をおくる。
- げて一年と見なす。 千円を加算する、ただし、一年に満たない場合は切り上3) 職員転退職の際は五千円をおくり、一年増すごとに一

# 十一 和泊町体育協会の歩み

大会は、当時屋外競技だったが、炎天下ホコリにまみれたが、用具がないために自製の用具で実施していた。な技については本土で行われているものを次々取り入ま方に随分古いものである。

昭和三十五年から県民体育大会大島地区大会(郡体)

た試合光景は壮観であった。

る。
るため役員が選出された。当時の役員は次のとおりであるため役員が選出された。当時の役員は次のとおりであ昭和四十五年には、各競技部ごとに選手の強化をはか

実利、庭球部長山下堅四郎。球部長池田利夫、バレー部長川添貞雄、陸上部長伊地知号道部長福崎秀頼、水泳部長和宏、卓球部長東政次、野相撲部長前久茂、柔道部長大坪政照、剣道部長竹佳貞、相撲部長前久茂、柔道部長大坪政照、剣道部長竹佳貞、

# 1 第十一回郡体(昭和四十五年)以降の主な記録

## 町民体育大会

体育大会を実施した。城・内城の五チームを編成し、和泊小学校で第一回町民城・内城の五チームを編成し、和泊小学校で第一回町民体協主管で和泊小学校区をA・Bに分けて、国頭・大昭和四十一年十月十六日、初めての試みとして町主催、

昭和四十五年から和泊A・Bを高千穂組・琴平組に分

能二	
回帮体	
(昭和45年)	
三)以降の主な記録	
高線	

表別表

60年	59年	58年	57年	56年	55年	54年	53年	52年	51年	50年	49年	48年	47年	46年	45年	年渡
女優勝								男準優勝女 優 勝	女準優勝	男子優勝 女準優勝	男準優勝			女優勝	女優勝	陸上競技
一般優勝				高校優勝	青年優勝 高校準優勝			青年優勝		一般準優勝 高校優勝			青年優勝			相撲
男子準優勝			男子準優勝	男子優勝		男子準優勝								男子優勝		ボード
			準優勝		準優勝			優勝		準優勝						弓 道
女子準優勝				男女優勝	男子優勝					女子準優勝						軟式庭球
			優勝													ソフトボール
男子優勝																卓
										準優勝						野球
										女子準優勝						バスケットボール
				準優勝	準優勝	準優勝										剣道
準優勝				準優勝												条道
男子優勝				男子準優勝 少年準優勝												<b>火</b> 浜
				少年準優勝												年

けて昭和四十八年まで実施した。

抗の二十五チームが競う大運動会となり、現在に至って いる。 いう趣旨のもとに、 昭和四十九年からは、 A・B・Cブロックに分けて、字対 "町民全員参加に意義あり"と

#### 3 町民歩こう会

た。第一回歩こう会の参加者で最高齢者は、上手々知名 五人の参加で、 の菅村友一氏(八十七歳)で表彰第一号となった。 校区ごとに越山頂上へ五キロコースを往復した。一八一 協会の共催で、全町民を対象に町民歩こう会を実施、各 昭和五十四年十月十日体育の日に、教育委員会と体育 初回としては、まずまずの滑り出しであっ

町民に浸透してきた。 四六人を数え、健康管理の基である「歩け歩け運動」が 回を重ねるたびに参加者も増え昭和五十九年には二一

# フリージアジョギング大会

第十一回ベルリン大会において一万メートルで日本新記 八一人で、初回にしては大成功であった。昭和十一年の 大会を実施した。 島外から八十四人、 町民を合わせて三 昭和五十七年三月十四日第一回フリージアジョギング

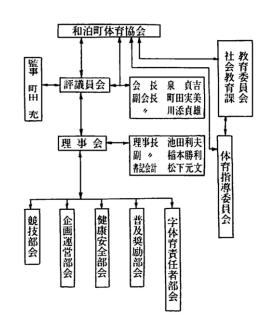
> 名が挑戦した。 五キロ、十キロのそれぞれ自信のあるコースに、三八一 録を出した村社講平選手(七十七歳)を招待して行われ、

愛好者が集まり、 昭和六十年第四回大会には、一八三〇名のジョギング 回を重ねるたびに盛大になってきた。

## 5 派遣社会教育主事(体育担当)の就任

た。 稲本勝利氏が就任、 昭和四十九年、 体育担当の社会教育主事(体育担当) 体育協会の発展に大きな功績を残し

## 6 体育協会機構の改善(昭和五十年)



## 体育協会の経過

昭和四十二年 昭和四十一年 昭和三十九年 昭和四十七年 第一回町民体育大会 沖永良部一周駅伝競走大会 和泊町体育協会発足 町内一周駅伝第一回大会

> 昭和五十年 区大会 第二十九回県民体育大会第十六回大島地

昭和五十三年 昭和五十二年 第十八回南日本通信一〇キロ、 ユニチカ女子バレーボール選手招へい 五キロ

昭和五十三年 大島地区駅伝競走大会

ロードレース大会

昭和五十四年 第一回町民歩こう会

昭和五十六年 第三十五回県民体育大会第二十二回大島

地区大会

昭和五十七年 第一回フリージアジョギング大会

昭和五十七年 第九回県少年スポーツ大会大島地区大会

和泊町文化協会

## 文化協会の設立

職を決め、初代会長に朝戸国善先生、事務局を中央公民 和泊町文化協会はその第一歩を踏み出したのである。 館に置くことにして、同年十二月十四日結成式を行い、 クル活動を続けているグループを統合し、規約を作り役 昭和五十一年八月に文化協会設立準備会を開き、 サー

## 2 会則について

「第二条 協会は町内で活動している文化団体並びに「第二条 協会は町内で活動している文化団体並びにに従って事業を計画し、町内の諸祝賀行事に積極的に協比の振興及び町民の文化創造の気運を醸成・推進する。」 化の振興及び町民の文化創造の気運を醸成・推進する。」 かかがし、郡・県の行事にも参加するなど活動を続けて郷土文 とり、活動の発表、相互啓 たがって事業を計画し、町内の諸祝賀行事に積極的に協力参加し、郡・県の行事にも参加するなど活動を続けて がる。

#### 3 役職員

当たっている。 次のようなスタッフで、協会発足以来毎年その運営に

<b>*</b>		ф.		라	Δ	
書		事務局		副会	会	役職
⇒¬		局			E .	名
記		長		長	長	10
東郷		谷元	竹	稲元	朝戸	昭五
重毅		義男	信子	千治	国善	_ 
				片		昭
同上		同上	同上		同上	
上		上	上	純利	上	昭五五~六
南	町田			和	<b>重</b>	昭
		同上	同上	住		昭五七~八
実一	アキ			郎	初雄	入
		大山		宗	和	昭
同上	同上		同上	Till.	住	昭五八~九
		安弘		利武	郎	九

		顧問		監事		企画促進係	渉外情宣係	組織強化係	会計	
	関正	武田恵喜光	吉田千鶴子	大坪 盛仁		永吉 敏人	栄 エイ子	南実一	有川 嘉男	
	同上	同上	同上	山口隆慶		同上	南実一	佐々木鉄雄	同上	
山下 純利	同上	同上	同上	同上	田崎 綾子	川畑 一秀	同上		佐々木鉄雄	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	

# 4 所属団体(昭和五十九年度現在)

✓ 月扇区化(田禾丑一才全周玉花)	月刊	<u>不</u>		
団体名	人数		代表者	
和泊コーラスグループ	八	田崎	綾子・平	筋子
大城コーラスグループ	九	上	洋子・安田万須世	須世
和泊民謡同好会	七	松村	中重・撰	ヨネ
えらぶクラシック音楽同好会	0	佐々木鉄雄	鉄雄	
和泊美術同好会	五	梶原	実	
写 友 会	0	中	純利	
和泊舞踊同好会	九	吉田千鶴子	鶴子	
和泊民謡愛好会	10	前田	芳子	

玉城芸能保存会	国頭芸能保存会	手々知名遊踊保存会	盆栽同好会	和泊句会	太鼓同好会	綾木流秀豊衛会
豆豆	一元	1六	四五	八		一八
前田	南	谷元	山田	谷元	関	徳
愛子	実一	義男	秀鉄	義男	恵子・今井 房子	愛子

とになった。 書道・着付・三味線・民謡等の二十数教室が加入するこまが、昭和五十九年度から、町民教室の生花・茶道・

## り 恒例の文化的年中行事

実施月日     開始年       二月 一日     昭四六       二月 上旬     五六       四月 下旬     四八       十一月二三日     三七       十二月二日     五二       十二月二日     五二	幼・小・中学校総合学習発表会	文化祭	農業祭	ゆり祭り	フリージア・フェスティバル	新春演奏会	行 事 名
開			十月三三				施月

は、何らかの形で協力している行事である。これらは文化協会が共催し、また後援したり、あるい

## 6 新春演奏会

島の人たちに名曲を聴かせることによって、鑑賞力を 島内音楽教師によって、昭和四十六年正月に始められ 島外で活躍中の音楽教師や音楽専攻の大学生等の帰省者 島外で活躍中の音楽教師や音楽専攻の大学生等の帰省者 と島内音楽教師によって、昭和四十六年正月に始められ と島内音楽教師によって、鑑賞力を

○ その主なメンバー (敬称略)

武田恵喜秀 (上手々知名出身)

元=鹿児島大学教授・前=鹿児島女子短期大学教授 ・前=鹿児島女子大学および鹿児島女子短期大学講師 鹿児島女子大学付属高校顧問 MBC学園講師 鹿児島女子大学付属高校顧問 MBC学園講師 MBCジュニア・ピアノコンクール委員長 MBCジュニア・オーケストラ顧問

前原 隆鋼 (国頭出身)

鹿児島大学教育学部音楽科卒、ウィーン留学

鹿児島女子短期大学助教授

松崎 正美 (西原出身)

宮崎大学教育学部音楽科専攻科卒、ウィーン留



新春演奏会

高風 伊集院高等学校教諭 勝治(黒貫出身)

東京音楽大学声楽科卒、ウィーン留学

藤尾

清信(垂水市出身)

鹿児島大学教育学部音楽科卒

元=沖永良部高等学校教諭

鹿児島大学教育学部音楽科卒、

沖永良部高等学校教諭

葉子 (玉城出身)

折口

夏二 (枕崎市出身)

川辺鳥等学校教諭

杜夫(芦清良出身)

兵庫県立第二神戸工業学校応用科卒

東京音楽センター講師

伊口真利代(国頭出身)

鹿児島大学教育学部音楽科卒、

城西中学校教諭



武田恵喜秀先生のピアノ演奏

新春演奏会

鹿児島短期大学音楽科卒、和泊町役場勤務

ラブ・婦人会・青年団等の協賛を得て行う。

展示会 (二十五・六日)

盆栽(盆栽同好会)

三五点 六〇点

八〇点

(各字の生花グループ) (沖永良部教師美術同好会)

手工芸・彫刻(青年団・婦人会・老人クラブ)

## 主な文化行事

昭和五十一年

沖永良部教師芙術同好会作品展

12 14 文化協会結成式

昭和五十二年

新春演奏会

3 • 25 ハーモニー管弦楽団演奏会。落成式を控えた体 「子ども芸術劇場」の一環として、東京フィル

育館の「コケラ落し」に招へい。

17 劇場」の一環である「白鳥バレー団」落成祝賀 町民体育館(兼文化会館)落成式。「巡回県民

行事として公演

13 ς 16 重村三雄画伯(古里出身)個展

10 6 21 「九州芸術祭」坂元ミュージカルコンサ ト公

25~27第一回和泊町文化祭 ての主催行事で、和泊町・教育委員会・老人ク 文化協会設立後初め

バザー (青年団)

楽焼(老人クラブ)

四〇点 二〇点

七宝焼(婦人大学)

書画(小・中学生)

一三〇点 五〇点

文化祭式典(二十七日午前) 2 来賓祝詞 彰 民謡・舞踊の功労者七名に表彰状贈呈 和泊町議会議長 沖 和泊町長 武 田 恵喜

芸能発表会(二十七日午後)―青年団・各グループ 同好会

文化協会長挨拶

文化協会長

朝戸

国善

治

第一部 民謡・コーラス・歌謡

(和泊民謡同好会・国頭少年三味線 クラブ・ママさんコーラスグルー

プ・役場農協南栄糖業職員・青年

団

#### 第一部 舞踊

仲里節継承会、和泊・和・手々知会・手々知名遊び踊り保存会・玉城 名・畦布・国頭・西原・玉城・根 (和泊舞踊同好会・国頭民芸保存

折・内城・永嶺各青年団)

12 • 10 西郷南洲没後百周年記念式典並びに講演

昭和五十三年

新春演奏会

工大教授沢村仁先生·奈良国立文化財研究所埋 県指定文化財「世之主の墓」測量。九州芸

蔵文化財センター伊東太作先生ほか六名

文化協会機関紙「和泊文化」創刊号発行

西郷南洲先生立像建立除幕式並びに祝賀会

8

12 昭和五十四年 8 10 復帰二十五周年記念第二回和泊町文化祭

新春演奏会 11 沖永良部婦人大学美術作品展

1

21 24 書道講習会 講師川上南溟先生

10 10

27 「県総合芸術祭」に県文化センターで和泊民謡

10 同好会出演 和泊太鼓同好会結成 会長町田実伴氏

昭和五十五年

新春演奏会

3 講師—油絵·児浦純太先生 県美術協会移動美術教室 染色·郡山昱先生

2

七宝焼・関好明先生

「県総合芸術祭」沖縄歌舞団公演

昭和五十六年 19 21 町制施行四十周年記念第三回和泊町文化祭

12 10

新春演奏会

写友会 和泊·知名合同撮影会

3

「和泊文化」第三号発行

玉城芸能保存会結成

12 11 3

昭和五十七年 第二回幼小中学校学習総合発表会

新春演奏会



幼小中学校総合学習発表会

第二回和泊町総合学習発表会

写友会撮影会



文化祭

一輪以月照禅心

考索多犯百世

松等件鶴罪

るがしまじた





ふるさとの唄と踊りの夕べ



リサイタル(写真提供 木下晃氏)弘中孝・久保陽子先生のジョイン

1141

1140

- 10 6 15 県史跡調査会長河口貞徳先生発掘調査鑑定 埋蔵文化財「爪型紋土器」知名町中甫洞
- 4 6 研修センター落成記念総合文化祭(四回)
- 12 昭和五十
- 新春演奏会
- 2 10 「ふるさとの唄と踊りの夕べ」

遣された弘中孝先生、久保陽子先生の独奏が催された。 の郷土伝統芸能の発表と、特別出演として県から派 鹿児島県地域文化振興事業の一環として、 和泊町独

# (第一部)弘中孝・久保陽子ジョイントリサイタル

- ピアノ独奏 弘中 孝先生
- (第二部) バイオリン独奏 ふるさとの唄と踊り 久保陽子先生
- 伝統芸能 存会、 知名遊び踊保存会、 畦布婦人会 和泊民謡同好会、和泊舞踊同好会、手 国頭芸能保存会、 玉城芸能保 Þ
- 日本のうた・島のうた

優(県文化課)

伴奏 ピアノ 折口夏二 (沖高教諭)

#### 士 スポ -ツ少年団

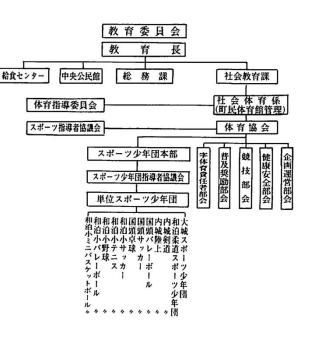
育成」の理想を実現させることであった。 生が生涯の命題とされた「スポーツによる青少年の健全 とするところは、 五十周年の記念事業として創設を決定したが、 スポー ツ少年団は昭和三十七年、 日本体育協会の初代会長嘉納治五郎先 日本体育協会が創立 その目的

者• る。 和五十七年現在では二万四千余団体、百万人に近い指導 設当時わずか二十二団体、七百五十三人であったが、 においてスポーツ少年団結成の気運が急速に高まり、 情勢と相まって、 この呼びかけは当時豊かな国づくりを目標とした社会 団員を擁する組織に成長した基礎が築かれたのであ 大きな反響をまきおこし、 全国的規模 昭 創

熱を支えとして孜々としてスポーツ少年団育成に精魂を 年団の活躍を見るとき、 民スポーツの振興」 傾けられた関係者の実績は大きい 今日、 日本体育協会がその重点目標の一つとする の強力な担い手として、 過去二十年間社会的使命感と情 ものがある。 スポーツ少 玉

#### Ж 本町スポ ーツ少年団の組織・ 運営

# ・ツ少年団の機構図



#### 2 和泊町スポ ツ少年団本部規程

昭和五三年十二月九日 制定

二章 総 則

- 第一 条 協会に和泊町スポ を設置する。 ーツ少年団本部 以下 「本部」 とい
- 第二条 する。 本部は、 町内のスポーツ少年団を育成指導することを目的と スポー ツを通じて少年の心身を鍛練するため
- 第三条 本部に関する事務は、 協会事務局において処理する

第二章 事 業

- 第四条 る事業を行なう。 本部は第二条の目的を達成するため、 次の各号に掲げ
- スポーツ少年団の登録と報告
- スポーツ少年団の指導者の育成
- 郡スポーツ少年団本部が主催する行事への参加 日本スポーツ少年団本部、県スポ ツ少年団本部
- スポーツテストおよび町行事の開催
- 単位スポ -ツ少年団への指導および助言
- (六)(五)(四) その他、 本部の目的を達成するために必要な事項
- 第三章 組
- 第五条 もって組織し、 本部は、 次の各号に掲げる代議貝○人以上○人以内を 会長が委嘱する。
- 協会理事

- 加盟団体のうち競技団体代表 学識経験者 若干人 若干人
- $(\Xi)(\Xi)(\Xi)(\Xi)$ 指導者連絡協議会代表
- 第四章 役 関係行政機関の職員

第六条 本部に次の役員を置く。

副本部長 本部長

常任理事

若 若 十 人 人

第七条 本部長は、本部を代表し本部の事務を統轄する。本部長は、会長が協会の理事のなかから指名する。

指名する。 副本部長および常任委員、本部長が委員のなかから

- を代行する。 は、あらかじめ本部長が定めた順序に従って、その職務 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき
- $\equiv$ 常任委員は、常任委員の審議に参加する。
- 委員会で選出する。 鹿児島県および大島郡スポーツ少年団代議員は、常任

代議員および役員の任期は二年とする。

前項の場合において、 代議員および役員は再任を妨げ

第五章 会 議

> 第十一条総会は、代議員をもって構成する。 第十条 本部の会譲は、総会および常任委員会とする

- 総会は、本部長が召集し、 その議長となる。
- めたときは、 総会は、年一回開催する。ただし、本部長が必要と認 臨時に開催することが出来る。
- 総会は、 本部の重要事項を審議決定する。
- 五四 可否同数のときは、 議事は、出席代議員の半数以上の同意で決定する。 総会は、代議員総数の過半数の出席をもって成立し、 議長が決定する。
- 第十二条常任委員会は、 もって構成する。 本部長、副本部長および常任委員を
- 三 ついて審議決定する。 常任委員会は、総会の決定にもとづき、必要な事項に常任委員会は、本部長が召集し、その議長となる。

第六章 事務局

第十三条 本部に事務局を置く。

- 事務局に事務局長および書記を置く。
- 四三二 事務局長は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。 書記は、事務局長の命を受け本部の事務に従事する。
- 第十四条 この規程の施行に必要なことは、本部長が別に定め

この規程は、昭和五十三年十二月九日から施行する。

# 和泊町スポ―ツ少年団指導者協議会規程

第五条 本会への加盟および退会にあたっては、評議員会の承

(昭和五三年十二月九日制定)

第一章 名称および事務所

事務局を和泊町スポーツ少年団本部に置く。 本会は、和泊町スポーツ少年団指導者協議会と称し、

第六条

本会に次の役員を置く。

第六章 役

認を得なければならない。

資質と指導力の向上に努め、スポーツ少年団の育成と発 より、スポーツ少年団指導者の相互協力を図り、会員の 展に寄与することを目的とする。 本会は、和泊町スポーツ少年団本部との緊密な連携に

第七条

会長、副会長、理事および監事は、評議員の互選によっ

て選任する。

 $(\underline{\square})(\underline{=})(\underline{-})(-)$ 

若干人

副会長 会 長

第二章 事

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 指導者の相互研修と資質向上に関すること。
- 指導者の交流と情報交換に関すること。 調査研究および広報に関すること。
- 関係諸団体との連絡調整。
- 和泊町スポーツ少年団の事業への協力に関するこ
- その他、本会の目的達成に必要な事業

第四章

本会は、和泊町内スポーツ少年団指導者協議会をもつ

第五章 加盟および退会

評議員は各スポーツ少年団の代表者とする。

者より若干人、評議員を選任することができる。 前項のほか和泊町スポーツ少年団本部および学識経験

評議員の資格を失う。この場合、その者の所属スポーツ 少年団は、その後任を選任する。 評議員が会長・副会長および監事に就任したときは、

第八条 役員の任務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表し、会務を統轄する。併せて、 郡スポーツ少年団本部代議員も兼ねる。 県スポーツ少年団本部代議員を兼務する。また、大島 日本スポーツ少年団指導者協議会評議員および鹿児島 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその

1145

職務を代行する。

- 四 監事は、本会の会計および会務を監査する。 三 理事は、理事会を組織し、本会の会務を処理する。
- その任期は前任者の残任期間とする。

  二 役員に欠員を生じたときは、それを補充する。ただし、第九条 役員の任期は二年とする。 ただし、 再任を妨げない。

## 第七章 会 議

議決定する。 第十一条 評議員会は、評議員をもって構成し、次の事項を審第十条 本会の会議は、評議員会および理事会とする。

- ) 規程の改正
- 二、役員の選出
- 三 事業計画および収支予算の決定
- 四 事業報告および収支決算の承認
- 五 その他、会の業務に関する重要事項
- に、「などのでは、近くでは、これでは、これでは、これでは、一以上の要求があった場合、開催することができる。 ただし、会長が必要と認めた場合および評議員の三分の二 評議員会は、毎年一回開催し、会長がこれを召集する。
- 第十二条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会を述べることができる。 会長、副会長および監事は、評議員会に出席して意見
- 一 理事会は、評議員会の決定に基づき本会の会務を処理

長が必要と認めるときこれを召集し、議長となる。

- に議決権を委任することができる。 成立する。ただし、出席できない構成員は、他の構成員第十三条 本会の会議は、構成員の二分一以上の出席によって
- 第十四条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。
- 同数のときは、議長がこれを決定する。
- 第八章 会 計
- の他の収入によって支出する。会費については別に定め第十五条 本会の会計は、加盟団体の会費、寄付金、補助金そ
- 月三十一日に終る。 第十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三
- 認を得なければならない。
  第十七条 本会の会計監査は、年一回以上行ない、評議員の承
- 第九章 規程の改正および解散
- 一以上の同意を得なければならない。 第十八条 本規程の改正および本会の解散は、評議員の三分の
- 作 日
- し、昭和五十三年十二月十日から適用する。(施行)本規程は、昭和五十三年十二月九日より施行

# 4 昭和五十八年度行事計画

昭和五十八年度

2 S 59	11	8	7	7	7	7	6	6	5	4	月
19		5 4	24 23	22	9	2	26	12	14	28	日
スポーツ少年団お別れ球技大会	スポーツ少年団体力テスト	第10回県少年スポーツ大会	大島地区大会 第10回県少年スポーツ大会	スポーツ少年団担当者研修会	大島地区大会甲込ど切り第10回県少年スポーツ大会	町スポーツ少年団水泳大会	町スポーツ少年団陸上大会	町スポーツ少年団柔道大会	本年度本部登録が切り	各団代表者会	行事名
城ヶ丘中学校	各小学校	鹿児島市	名瀬市	名瀬市		和泊中学校	和泊小学校	町武道館		町民体育館	場所
サッカー連盟		町体育協会	<b>奄体協</b>	奄体協		水泳連盟	町本部	町柔道連盟		町本部	主催

# 十四 新生活運動—県民運動

## - 新生活運動のおこり

は「経済大国日本」へと進展した。人々の物質的生活は「経済大国日本」へと進展した。人々の物質的生活は、終戦後十余年も経過すると、かつての「貧乏国日本」

好ましくない現象も次々発生するようになった。絶・地域連帯感の減退・交通災害・公害・自然破壊などしたが、その反面、個性の喪失・人間疎外・世代間の断豊かになり、情報接触の幅は広がり、余暇は著しく拡大

活運動となって全国に広がっていった。 人間として主体的に豊かに生き、お互いの連帯感が求め課題や学習要求を求めて、上から与えられたものでなく課題や学習要求を求めて、上から与えられたものでなく課題の学習要求を求めて、国民の一人一人が新しい生活

## 2 鹿児島県の新生活運動

を設け、知事を会長として鋭意新生活運動を推進した。わが鹿児島県においては昭和三十一年次のような規約

第一条 この会は鹿児島県新生活運動協議会と称し、事務所を鹿児島県新生活運動規約

県教育庁社会教育課におく。

- て構成する。 下協力団体という)の代表者ならびに学識経験者をもっ第二条 この会は新生活運動を推進する各種団体及び機関(以
- 康で明るい豊かな郷土社会の建設に寄与することを目的と新生活運動を総合的に推進することによって、みんなが健第三条 この会は協力団体が相互に連絡協調して県下における

する

第四条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行

1協力団体相互の連絡調整

2新生活運動に関する企画と実施

3協力団体の活動に対する協力援助

4新生活運動の啓蒙宣伝

5その他必要と認める事業

第五条 この会に次の役員をおく。

会長

一名

若千名 監事 副会長 二名 三名

役員は総会で選出する。

2会長は会務を総理し、会を代表する。

3副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職 務を代行する。

4理事は理事会を構成し業務の企画運営にあたる。

5監事は会計及びその事務を監査する。

役員の任期は一ヶ年とし再選をさまたげない。

2顧問・参与は会長が委嘱する。

この会に顧問・参与をおくことが出来る

この会の事務局に次の職員をおく。

事務局長 一名 書記 若千名

2事務局の職員は理事会の承認を経て会長が委嘱しこの

会の事務を掌理する。

3書記は事務局長の命を受け庶務に従事する。

第十条 この会の会議は、総会、理事会とし、いずれも会長が 招集する。

2総会は年一回開催する。ただし必要に応じて開くこと ができる。

3理事会は必要に応じて開催し、緊急必要な事項を処理

する。

総会に付議する事項は次の通りとする。

3事業報告及び収支決算 2事業計画及び収支予算

Ⅰ規約の変更

4その他協議会の運営に必要と認められる事項

第十二条 この会の経費は委托寄附金その他の収入をもってあて

第十三条
この会は昭和三十一年八月十一日より施行する。

#### 3 和泊町の新生活運動

来旧暦によって実施していた一切の正月行事を、新暦で ており、その手始めとして、昭和三十二年の新年から従 実施することになった。 T 和泊町ではいち早く新生活運動の必要性を痛感し

沖永良部島の歴史はじまって以来なじんできた旧正月

をつくり上げたものである。 なって、和泊町新生活運動推進協議会を組織し、町単位 を廃して新正月に切り替えることについては、ある程度 の会合や各団体ごとの会合をもって、全町民の協力体勢 の協議会はもちろんのこと、数次にわたって各集落ごと の抵抗もあったが、教育委員会や連合婦人会が中心に

・強調事項を決め、新生活運動を推進してきた。 (春と秋)和泊町新生活運動推進協議会を開いて、努 その後和泊町では、全国や県に歩調を合わせ年二

○努力事項は、毎年印刷して、各字ごとに確認し合って 場所に掲示し全町民が時にふれ機にふれそれを見て日 常を反省し努力している。 から町内の全家庭に配布して、家庭内の最も見やすい

○毎年一月十日には町内全字の区長・婦人会長が集まっ て、一年間を反省して次年度に備えている。

○数年に一回、全町民を対象にアンケートを行い、その 結果に基づいて次年度の努力・強調事項を決めてい

昭和四十六年には次のような申し合わせ事項を決

1 の祝は八十人以内にしましょう。 和泊町新生活運動推進協議会申し合わせ事項(昭和四十六年) 祝祭日に招待客の範囲を八十八才以上は百人以内、その他

2 附をするようにしましょう。 お祝の記念として、志のある方は、できるだけ公共施設に寄 招待客に対する記念品は廃止しましょう。

献立は工夫して派手にならないようにしましょう

4 3 持参金は参百円を基準とし、最高五百円までとしましょう。

(5) 酒の持参、祝祭の二日座は廃止しましょう。

6 宴会は早目にきりあげましょう。

7 車を運転する人には、酒をすすめないようにしましょう。

8 親子・兄弟間の贈物は工夫しましょう。

一般の贈物はひかえましょう。

結婚式は、できるだけ簡素にしましょう。

9

里帰りのお祝は廃止しましょう。

10 を出さないことにし、新築落成祝は大工と近親者だけでしま 大工の接待については、起工式・上棟式・落成式以外は酒

節酒運勁を推進しましょう。

年始廻りや忘年会は自粛しましょう

にとどめましょう。 旅行・病気・出産その他の見舞は親子以外は精神的な見舞

13 葬式の旗は二本にとどめ、香典料は百円を規準とし会葬礼

.

1150

状と花輪は廃止しましょう。

- 研 祝祭日には必ず国旗をかかげましょう。
- り さくこう 最悪なない こうにうこう。 ⑤ 各家庭には必ず門札をかかげましょう。
- しょう。⑰️ あいさつ先手運動・親切運動・庭先清掃運動を推進しま⑰️ あいさつ先手運動・親切運動・庭先清掃運動を推進しま

※年の祝いは、その後、「各字単位に合同祝いをしよう」※年の祝いは、その後、「各字単位に合同祝い」を実施ということになった。 喜美留・畦布・皆川・古里・上内ということになった。 喜美留・畦布・皆川・古里・上内

※成人式は、当初、一月十五日の「成人の日」に実施 が成人式は、当初、一月十五日の「成人の日」に実施 が成人式は、当初、一月十五日の「成人の日」に実施 が成人式は、当初、一月十五日の「成人の日」に実施 が成人式は、当初、一月十五日の「成人の日」に実施 が成人式は、当初、一月十五日の「成人の日」に実施

その後、島外在住の成人該当者から、「自分たちも郷

式が行なわれている。

式が行なわれている。

本望が多く出たので、一月十五日の「成人の日」を待たが一堂に会し、服装も全員洋服で有意義な成人が一堂に会し、一月十五日の「成人の日」を待た土和泊で同窓生といっしょに成人式をあげたい」という

十一年に次のような会則を定めた。 エ 新生活運動を、より強力に推進するため、昭和五

和泊町新生活運動推進協議会会則

(名称と事務所)

を和泊町中央公民館に置く。 第一条 この会は和泊町新生活運動推進協議会と称し、事務所

(目的)

想的な郷土社会を建設することを目的とする。して県民運動を併せて推進し、和泊町民憲章の精神に即した理等を通じて家庭生活・社会生活の民主化を図り、全町民が協力第二条。この会は親切運動・郷土奉仕活動や冠婚葬祭の合理化

事業

①新生活運動の企画とその運営第三条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

②県民運動の推進とその運営

③その他 目的達成に必要と認める事業

(組織)

第四条この会は、次の職にある者及び有志者をもつて組織する。 各字青年団長 各字壮年団長 各字老人会長 町連合婦人会 商工会婦人部長 商工会青年部長 各字区長 改良普及所長 農協長 農協参事 運動地方推進委員 町体育協会長 会教育委員 学校長 教委総務課長 公民館職員 水道課長 議会事務局長 農業委員会事務局長 教育長 各 町老人会長 保健課長 経済課長 助役 収入役 総務課長 企画課長 税務課長 民生 議会議員 教育委員 農業委員 民生委員 社 公民館運営審議委員 町連合青年団長 旅館業組合代表 社会教育課長 中央公民館長 耕地課長 土木課長 機械課長 商工会長 町福祉協議会会長 農業 社会教育課職員 新生活 各字婦人会長 商工会副会長 中央

会長 老人会長 教育委員 少年団育成会長 青年団長 区長 町議会議員 字委員

社会教育委員

各字に支部を置き、次の職にある者をもって組織する。

壮年団長 婦人会長 婦人会副組長 民生委員 農業委員 青

新生活運動・県民運動を具体的に推進するため

書記会計一名 監査員二名 一事務局長一名第五条 この会に次の役員を置く。

第六条

会長はこの会を代表し、

会務を統理する。

会長は町長をもってこれに充てる。

- 行する。行する。
- てる。副会長は教育長・和泊町連合婦人会長をもってこれに充
- 充てる。

  雅進員は新生活運動・県民運動の推進強化につとめる。
- は中央公民館長をもってこれに充てる。 事務局長は会長の命を受けて事務を掌理する。事務局長
- 5 書記会計は社会教育課長をもってこれに充てる。
- 6 監査員は本会の会計を監査する。監査員は町の監査員を

第七条
役員の任期は二年とし再選を妨げない。

- 第八条 この会に次の会議を置く
- 総会
   役員会

にかえることが出来る。 但し、緊急を要する事項については役員会の議決をもって総会第九条 総会は全員で構成し会長がこれを招集する。

- 総会は次の事項を審議決定する
- 1 役員の選任に関すること

- 会則の制定及び改廃に関すること
- 事業計画に関すること
- (4)(3)(2)その他重要事項に関すること
- 3 議長は会員の中からこれを選出する

第十条 書記をもって構成し、会長がこれを召集してその議長となる。 役員会は会長・副会長・推進員・事務局長・監査員・

- 役員会は次の各号にかかげる事項を審議決定する
- (4)(3)(2)(1) 協議会の運営に関する事項
  - 総会に付議すべき事項
  - 総会を召集するいとまのない緊急事項
- その他 会長が必要と認める事項

(経費)

第十一条 協議会の経費は補助金及びその他の収入をもってあ

イフ運動の精神を取り入れて、

左記のように、従来の申

三十一日に終る。 第十二条 協議会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月

(付則)

この会則は昭和五十一年十一月十一日から施行する。

復興資金の総額は五十八億円(一世帯平均約二百十万円) 未曾有の大災害を受けた。災害復興のために借用した災害 永良部台風」の襲来を受け、住宅・農作物・諸施設などに 昭和五十二年九月九日 史上最大といわれる「沖

> に達した。全町民は協力一致新生活運動をより強力に推進 ンライフ運動」を二本の柱として推進してきた。 することによって、この難局を乗り切ろうと誓い合った。 つくる県民運動」の中で、「郷土を美しくする運動」と「サ 鹿児島県では従来推進してきた「あすの鹿児島を

進するようになった。 を三本の柱として、「サンライフ運動」をより強力に推 する運動)」・「たくましい心身づくり(心身をたくま しくする運動)」および「健康づくり(健康を高める運動)」 昭和五十三年から「明るい生活づくり(生活を明るく 和泊町新生活運動推進協議会においても、サンラ

調している。 昭和五十三年度和泊町新生活運動推進協誰会申し合わせ事項

し合わせ強調事項の冒頭に、新しく三つの項を設けて強

2 スポーツを愛好し食生活を改善してたくましい心身をつく 明るいあいさつ・他人への親切・社会奉仕活動を推進しよう。

りましょう。

3 ○環境美化の日(第三日曜日)はみんなで宇内の清掃をしま 花いっぱい・緑いっぱい町をきれいにいたしましょう。